審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	1-1
担 当 部 署	生涯学習部 文化芸術課
電 話 番 号	0771-25-5068

処 分 の 概 要	文化財保存活用支援団体の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	文化財保護法 第 192 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 25 年法律第 214 号

【基準】

第 192 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(文化財保存活用支援団体の指定)

第 192 条の 2　市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。

2　市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4　市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	70 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	2-1
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	合併協議会設置請求代表者証明書の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第 1 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年政令第 55 号

【基準】

第 1 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(代表者証明書の交付等)

第 1 条

2　前項の規定による申請があったときは、当該市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	7 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	2-2
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	同一請求代表者証明書の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第 27 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年政令第 55 号

【基準】

第 27 条の規定による。

【根拠条文】

(同一請求代表者証明書の交付等)

第 27 条　同一請求代表者は、前条第 2 項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から 7 日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。

2　前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3　同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

4　同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。

5　一の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が 2 人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第 5 条第 30 項において準用する地方自治法第 74 条第 6 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した

同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	7日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	2-3
担 当 部 署	総務部 総務課
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 91 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 91 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 91 条

2　前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	2-4
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	罹災証明書の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	災害対策基本法 第 90 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 36 年法律第 223 号

【基準】

第 90 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(罹災証明書の交付)

第 90 条の 2　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(第 4 項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	90 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	2-5
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	地縁による団体の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法 第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 67 号

【基準】

第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 260 条の 2　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下この条及び第 260 条の 49 第 2 項において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2　前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1)　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2)　その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3)　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4)　規約を定めていること。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	2-6
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	告示事項に関する証明書の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法 第 260 条の 2 第 12 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 67 号

【基準】

第 260 条の 2 第 12 項の規定による。

【根拠条文】

第 260 条の 2

12　何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

標 準 処 理 期 間	1 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	2-7
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	地縁による団体の規約の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法 第 260 条の 3 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 67 号

【基準】

第 260 条の 3 第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 260 条の 3　認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2　前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	2-8
担 当 部 署	総務部 自治防災課
電 話 番 号	0771-25-6788

処 分 の 概 要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法 第 260 条の 31 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 67 号

【基準】

第 260 条の 31 第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 260 条の 31　解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2　規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3　前 2 項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

標 準 処 理 期 間	50 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-1
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	犬の登録及び鑑札の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	狂犬病予防法 第 4 条第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 25 年法律第 247 号

【基準】

第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(登録)

第 4 条　犬の所有者は、犬を取得した日(生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日)から 30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2　市町村長は、前項の登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	1 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-2
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	犬の予防注射済票の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	狂犬病予防法 第 5 条第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 25 年法律第 247 号

【基準】

第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(予防注射)

第 5 条　犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければならない。

2　市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	1 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-3
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	犬の鑑札の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	狂犬病予防法施行令 第１条の２
法 令 (例 規) 番 号	昭和 28 年政令第 236 号

【基準】

第１条の２の規定による。

【根拠条文】

(鑑札の再交付)

第１条の２　市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があったときは、鑑札を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	１日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-4
担 当 部 署	環境先進都市推進部 環境政策課
電 話 番 号	0771-25-5023

処 分 の 概 要	犬の予防注射済票の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	狂犬病予防法施行令 第３条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 28 年政令第 236 号

【基準】

第３条の規定による。

【根拠条文】

(注射済票の再交付)

第３条　市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があったときは、注射済票を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	１日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-5
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	浄化槽清掃業の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	浄化槽法 第 35 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 58 年法律第 43 号

【基準】

第 36 条の規定による。

【根拠条文】

(許可の基準)

第 36 条　市町村長は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ロ 第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

ニ 第 41 条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定、第 7 条の 2 第 1 項の規定若しくは同法第 16 条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第 7 条の 3 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を

受けることがなくなった日から２年を経過しない者 ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の４の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項又は第６項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第７条の４の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの	
標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-6
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物収集・運搬業の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 7 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 45 年法律第 137 号

【基準】

第 7 条第 1 項及び第 5 項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(一般廃棄物処理業)

第 7 条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4　略

5　市町村長は、第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)　当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

(2)　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3)　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4)　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ　この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令

で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ホ 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

ヘ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (一般廃棄物収集運搬業の許可の基準) 第 2 条の 2 法第 7 条第 5 項第 3 号(法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 施設に係る基準 イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 (2) 申請者の能力に係る基準 イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
標準処理期間 30 日
備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-7
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 45 年法律第 137 号

【基準】

第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定による。

【根拠条文】

(一般廃棄物処理業)

第 7 条

2　前項の許可は、1 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-8
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物処分業の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 7 条第 6 項及び第 10 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 45 年法律第 137 号

【基準】

第 7 条第 6 項及び第 10 項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 4 の規定による。

【根拠条文】

(一般廃棄物処理業)

第 7 条

6　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～9　略

10　市町村長は、第 6 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)　当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

(2)　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3)　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4)　申請者が第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第 2 条の 4　法第 7 条第 10 項第 3 号(法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 浄化槽(浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽(同法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第 13 条第 5 号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 (2) 削除 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
標準処理期間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-9
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物処分業の許可の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 7 条第 7 項、第 8 項及び第 9 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 45 年法律第 137 号

【基準】

第 7 条第 7 項、第 8 項及び第 9 項の規定による。

【根拠条文】

(一般廃棄物処理業)

第 7 条

7　前項の許可は、1 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

8　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-10
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第７条の２第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 45 年法律第 137 号

【基準】

第７条の２第２項において準用する第７条第５項(第３号の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２を含む。)の規定による。

【根拠条文】

(一般廃棄物処理業)

第７条の２

２ 前条第５項及び第 11 項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第 10 項及び第 11 項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

３～４ (略)

５ 市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ホ 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

ヘ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理

人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第 2 条の 2 法第 7 条第 5 項第 3 号(法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-11
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	一般廃棄物処分業の変更の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第７条の２第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 45 年法律第 137 号

【基準】

第７条の２第２項において準用する第７条第 10 項(第３号の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の４を含む。)の規定による。

【根拠条文】

(一般廃棄物処理業)

第７条の２

２ 前条第５項及び第 11 項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第 10 項及び第 11 項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

３～９ (略)

10 市町村長は、第６項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第２条の４ 法第７条第 10 項第３号(法第７条の２第２項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

イ 施設に係る基準 （1） 浄化槽（浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（同法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第 13 条第 5 号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。 （2） その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 （3） 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 （1） 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （2） 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 （2） 埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 （1） 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 （2） 削除 ロ 申請者の能力に係る基準 （1） 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （2） 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
標準処理期間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-12
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第２条第２号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 46 年厚生省令第 35 号

【基準】

第２条第２号の規定による。

【根拠条文】

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第２条　法第７条第１項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	3-13
担 当 部 署	環境先進都市推進部 資源循環推進課
電 話 番 号	0771-55-5305

処 分 の 概 要	再生利用一般廃棄物処分業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第２条の３第２号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 46 年厚生省令第 35 号

【基準】

第２条の３第２号の規定による。

【根拠条文】

（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）

第２条の３　法第７条第６項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-1
担 当 部 署	市民生活部 市民課
電 話 番 号	0771-25-5019

処 分 の 概 要	個人番号カードの交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第 17 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 25 年法律第 27 号

【基準】

第 17 条第 1 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 13 条第 1 項及び第 2 項

【根拠条文】

(個人番号カードの交付等)

第 17 条　市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。)に対し、前条第 5 項から第 7 項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第 4 項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長(次項から第５項まで及び第18条の５第３項において「交付市町村長」という。)は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

1 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であって政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号)を確認すること。

2 前条第 1 項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であって政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること(これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。)。

2 前条第 1 項の申請(同条第 4 項の申出をした者に係るものを除く。)が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交

付市町村長に代わって前項第２号に掲げる措置をとることができる。
３　前条第３項の申出をした者（交付市町村長により第１項第１号に掲げる措置がとられた者であって、当該交付市町村長から機構に対しその旨の通知があったものに限る。）に対する第１項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより、機構が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することにより行う。
４　前条第４項の申出をした者（交付市町村長により第１項第１号に掲げる措置がとられた者であって、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があったものに限る。）に対する第１項の規定による個人番号カードの交付は、同条第７項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第１項第２号に掲げる措置がとられた者であって当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があったもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。
５　第２項又は前項の規定により交付市町村長に代わって第１項第２号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。
６　個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第212条第１項の規定による届出又は国外転出届をする場合には、これらの届出と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。
７　前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。
８　第６項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第11項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
９　個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。
10　個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。
11　個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。
12　国外転出者に対する第８項、第９項及び前項の規定の適用については、第８項中「その変更があった日から14日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村

長」と、第 9 項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」とする。
13　前各項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手続その他個人番号カードに関して市町村長及び個人番号カードの交付を受けている者が行う手続に関し必要な事項（以下この項において「再交付等に関する事項」という。）は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人番号カードの有効期間その他個人番号カードに関し必要な事項（再交付等に関する事項を除く。）は主務省令で定める。
（個人番号カードの交付等）
第 13 条　個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条、次条第 2 項及び附則第 4 条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、機構に提出しなければならない。ただし、当該交付申請者が法第 16 条の 2 第 1 項の申請の日において法第 2 条第 7 項の主務省令で定める年齢に満たない者（第 3 項第 1 号及び第 7 項第 3 号において「特定年齢未満申請者」という。）であるときは、当該写真を添付することを要しない。
　2　前項の場合において、交付申請者は、法第 16 条の 2 第 2 項の規定により同条第 1 項の申請を市町村長を経由して行うときは、当該市町村長を経由して、交付申請書を提出しなければならない。

標 準 処 理 期 間	45 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-2
担 当 部 署	市民生活部 市民課
電 話 番 号	0771-25-5019

処 分 の 概 要	個人番号カードの再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令 第 28 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 26 年総務省令第 85 号

【基準】

第 28 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(個人番号カードの再交付の申請等)

第 28 条　個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。ただし、当該交付申請者が特定年齢未満申請者であるときは、当該写真を添付することを要しない。

2　前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。

3　第 1 項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合には、同項に規定する再交付申請書に、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した事実を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

4　第 1 項に規定する場合に該当することとなった個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあったときに、その効力を失うものとする。

5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に(国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に)遅滞なく返納しなければならない。
6 再交付される個人番号カードについて第 26 条の規定を適用する場合には、同条第 1 項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの作成の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの作成の日」と、同条第 2 項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。
7 第 21 条の規定は第 1 項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第 23 条の規定は第 1 項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ準用する。

標 準 処 理 期 間	45 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-3
担 当 部 署	市民生活部 市民課
電 話 番 号	0771-25-5019

処 分 の 概 要	個人番号カードの有効期間内の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令 第 29 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 26 年総務省令第 85 号

【基準】

第 29 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(個人番号カードの有効期間内の交付の申請等)

第 29 条　個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が 3 月未満となった場合、国外転出者向け個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が 3 月以上 1 年未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第 24 条の規定にかかわらず、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

2　住所地市町村長は、前項の求めがあった場合には、その者に対し、その者が現に有する個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。

3　前項の規定により交付される新たな個人番号カードについて第 26 条の規定を適用する場合には、同条第 1 項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「第 29 条第 2 項の規定により交付される新たな個人番号カード(以下この条において「新たな個人番号カード」という。)の有効期間」と、「個人番号カードの交付を受ける者」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受ける者」と、同項第 1 号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「10 回目」とあるのは「10 回目(従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が 3 月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあっては、11 回目)」と、同項第 2 号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「5 回目」とあ

るのは「5 回目（従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が 3 月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあっては、6 回目）」と、同条第 2 項中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」とする。

標 準 処 理 期 間	45 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-4
担 当 部 署	市民生活部 市民課
電 話 番 号	0771-25-5019

処 分 の 概 要	臨時運行の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路運送車両法 第 34 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 185 号

【基準】

第 34 条及び第 35 条の規定による。

【根拠条文】

(臨時運行の許可)

第 34 条　臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第 4 条、第 19 条、第 58 条第 1 項及び第 66 条第 1 項の規定は、当該自動車について適用しない。

2　前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。

(許可基準等)

第 35 条　前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。

2　臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。

3　前項の有効期間は、5 日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

4　行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。

5　前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第 2 項の有効期間を記載しなければならない。

6　臨時運行の許可を受けた者は、第 2 項の有効期間が満了したときは、その日から 5 日以内

に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	1日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-5
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	埋葬、火葬又は改葬の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	墓地、埋葬等に関する法律 第５条第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 23 年法律第 48 号

【基準】

第５条第１項の規定による。

【根拠条文】

第５条　埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

２　前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあっては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあっては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-6
担 当 部 署	市民生活部 火葬場整備推進課
電 話 番 号	0771-25-5015

処 分 の 概 要	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可（変更及び廃止許可を含む。）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	墓地、埋葬等に関する法律 第 10 条
法 令 （ 例 規 ） 番 号	昭和 23 年法律第 48 号

【基準】

第 10 条の規定による。

【根拠条文】

第 10 条　墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-7
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	資格確認書の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第 9 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 192 号

【基準】

第 9 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(届出等)

第 9 条　世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2　世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第 36 条第 3 項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。)による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-8
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第 44 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 192 号

【基準】

第 44 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(療養の給付を受ける場合の一部負担金)

第 44 条　市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第 42 条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 一部負担金を減額すること。

(2) 一部負担金の支払を免除すること。

(3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-9
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	療養費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第 54 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 192 号

【基準】

第 54 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(療養費)

第 54 条　市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第 54 条の 3 第 1 項又は第 2 項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	90 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-10
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	特別療養費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第 54 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 192 号

【基準】

第 54 条の 3 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特別療養費)

第 54 条の 3　市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)又は組合員(その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第 63 条の 2 第 1 項及び第 2 項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。以下この条(第 4 項及び第 5 項を除く。)において同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第 4 項及び第 5 項において同じ。)の支給(次項及び第 5 項において「療養の給付等」という。)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。

標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-11
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	移送費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第 54 条の 4 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 192 号

【基準】

第 54 条の 4 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(移送費)

第 54 条の 4　市町村及び組合は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。

標 準 処 理 期 間	120 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-12
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	特別療養給付の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第 55 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 192 号

【基準】

第 55 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合)

第 55 条　被保険者が第 6 条第 7 号に該当するに至ったためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第 48 条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するもの

に限る。）を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによって発した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-13
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	高額療養費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第 57 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 192 号

【基準】

第 57 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(高額療養費)

第 57 条の 2　市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第 56 条第 2 項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第一項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	120 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-14
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	高額介護合算療養費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第 57 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 192 号

【基準】

第 57 条の 3 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(高額介護合算療養費)

第 57 条の 3　市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第 1 項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第 51 条第 1 項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第 61 条第 1 項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	120 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-15
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	資格確認書の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 7 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 7 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(被保険者証の再交付及び返還)

第 7 条　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失ったときは、第 1 号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第 2 号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請することができる。

(1) 次に掲げる事項

イ 被保険者の氏名及び生年月日

ロ 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号

ハ 再交付申請の理由

(2) 世帯主の氏名及び生年月日又は住所(以下この条において「個人識別事項」という。)が記載された書類であって、次のいずれかに該当するもの

イ 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号)第 1 条第 1 号に掲げる書類

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち 2 以上の書類	
標 準 処 理 期 間	10 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-16
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 26 条の 3 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 26 条の 3 第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)

第 26 条の 3

2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であって、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証(以下「食事療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があったときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。

(1) 市町村 様式第 1 号の 6 による食事療養標準負担額減額認定証

(2) 組合 様式第 1 号の 6 の 2 による食事療養標準負担額減額認定証

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-17
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	食事療養減額認定証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 26 条の 3 第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 26 条の 3 第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)

第 26 条の 3

5　世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-18
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	食事療養標準負担額減額の特例
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 26 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 26 条の 5 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第 26 条の 5　市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-19
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	生活療養減額認定証の再交付(第 26 条の 3 第 5 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 26 条の 6 の 4 第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 26 条の 6 の 4 第 4 項において準用する第 26 条の 3 第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等)

第 26 条の 6 の 4

4　第 7 条の 2(第 3 項ただし書を除く。)及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。

(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)

第 26 条の 3

5　世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-20
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	特定疾病受療証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 27 条の 13 第 8 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 27 条の 13 第 8 項による。

【根拠条文】

(特定疾病に係る市町村又は組合の認定)

第 27 条の 13

8　世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-21
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	限度額適用認定証の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 27 条の 14 の 2 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 27 条の 14 の 2 第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の市町村又は組合の認定)

第 27 条の 14 の 2

2　市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であって、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証(以下この条において「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があったときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

(1) 市町村　様式第 1 号の 8 による限度額適用認定証

(2) 組合　様式第 1 号の 8 の 2 による限度額適用認定証

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-22
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	限度額適用認定証の再交付(第 26 条の 3 第 5 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 27 条の 14 の 2 第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 27 条の 14 の 2 第 5 項において準用する第 26 条の 3 第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の市町村又は組合の認定)

第 27 条の 14 の 2

5　第 7 条の 2(第 3 項ただし書を除く。)及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。

(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)

第 26 条の 3

5　世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-23
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	特別療養証明書の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 28 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 28 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(特別療養給付の申請)

第 28 条

2 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書(以下この条において「特別療養証明書」という。)を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る法第 54 条の 3 第 1 項又は第 2 項本文の規定の適用を受けていた場合は、この限りでない。

(1) 市町村 様式第 2 による特別療養証明書

(2) 組合 様式第 2 の 2 による特別療養証明書

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-24
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	特別療養証明書の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第 28 条第 6 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年厚生省令第 53 号

【基準】

第 28 条第 6 項の規定による。

【根拠条文】

(特別療養給付の申請)

第 28 条

6　世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-25
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行令 第 29 条の 2 第 7 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年政令第 362 号

【基準】

第 29 条の 2 第 7 項の規定による。

【根拠条文】

(月間の高額療養費の支給要件及び支給額)

第 29 条の 2

7　被保険者が特定疾病給付対象療養(特定給付対象療養(当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。)のうち健康保険法施行令第 41 条第 7 項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第 29 条の 3 第 8 項において同じ。)を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

標 準 処 理 期 間	120 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	4-26
担 当 部 署	市民生活部 保険医療課
電 話 番 号	0771-25-5025

処 分 の 概 要	特定疾病に係る市町村又は組合の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行令 第 29 条の 2 第 8 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年政令第 362 号

【基準】

第 29 条の 2 第 8 項の規定による。

【根拠条文】

(月間の高額療養費の支給要件及び支給額)

第 29 条の 2

8　被保険者が健康保険法施行令第 41 条第 9 項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-1
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	社会福祉法人の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 32 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 32 条の規定による。

【根拠条文】

(認可)

第 32 条　所轄庁は、前条第 1 項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第 25 条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

標 準 処 理 期 間	90 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-2
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	評議員会の招集の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 45 条の 9 第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 45 条の 9 第 4 項及び第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(評議員会の運営)

第 45 条の 9

4　評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1)　前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2)　前項の規定による請求があった日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-3
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	定款の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 45 条の 36 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 45 条の 36 の規定による。

【根拠条文】

第 45 条の 36　定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2　定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第 32 条の規定は、前項の認可について準用する。

4　社会福祉法人は、第 2 項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-4
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	解散の認可及び認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 46 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 46 条の規定による。

【根拠条文】

(解散事由)

第 46 条　社会福祉法人は、次の事由によって解散する。

(1) 評議員会の決議

(2) 定款に定めた解散事由の発生

(3) 目的たる事業の成功の不能

(4) 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁の解散命令

2　前項第 1 号又は第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。

3　清算人は、第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-5
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	吸収合併の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 50 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 50 条の規定による。

【根拠条文】

(吸収合併の効力の発生等)

第 50 条　社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。

2　吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

3　吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　第 32 条の規定は、前項の認可について準用する。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-6
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	新設合併の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 54 条の 6 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 54 条の 6 の規定による。

【根拠条文】

(新設合併の効力の発生等)

第 54 条の 6　新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

2　新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第 32 条の規定は、前項の認可について準用する。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-7
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	社会福祉充実計画の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 55 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 55 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(社会福祉充実計画の承認)

第 55 条の 2　社会福祉法人は、毎会計年度において、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第 2 項第 1 号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第 1 号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第 11 項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

(1)　当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

(2)　基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-8
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	社会福祉充実計画の変更の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 55 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 55 条の 3 の規定による。

【根拠条文】

(社会福祉充実計画の変更)

第 55 条の 3　前条第 1 項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前条第 1 項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3　前条第 3 項から第 10 項までの規定は、第 1 項の変更の申請について準用する。

標 準 処 理 期 間	50 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-9
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5073

処 分 の 概 要	社会福祉充実計画の終了の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会福祉法 第 55 条の 4
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 45 号

【基準】

第 55 条の 4 の規定による。

【根拠条文】

(社会福祉充実計画の終了)

第 55 条の 4　第 55 条の 2 第 1 項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

標 準 処 理 期 間	50 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-10
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5030

処 分 の 概 要	生活困窮者住居確保給付金の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	生活困窮者自立支援法 第 6 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 25 年法律第 105 号

【基準】

第 6 条の規定による。

【根拠条文】

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第 6 条　都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第 3 条第 3 項各号に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2　前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-11
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5030

処 分 の 概 要	保護の開始の申請に対する処分
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	生活保護法 第 24 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 25 年法律第 144 号

【基準】

第 24 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(申請による保護の開始及び変更)

第 24 条

3　保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。

標 準 処 理 期 間	申請のあった日から 14 日以内。ただし、特別な理由があるときは 30 日まで延長可能(生活保護法第 24 条第 5 項)

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-12
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5030

処 分 の 概 要	保護の変更の申請に対する処分
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	生活保護法 第 24 条第 9 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 25 年法律第 144 号

【基準】

第 24 条第 9 項において準用する同条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(申請による保護の開始及び変更)

第 24 条

3　保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。

4～8　略

9　第 1 項から第 7 項までの規定は、第 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

標 準 処 理 期 間	申請のあった日から 14 日以内。ただし、特別な理由があるときは 30 日まで延長可能(生活保護法第 24 条第 5 項)

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-13
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5030

処 分 の 概 要	就労自立給付金の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	生活保護法 第 55 条の 4 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 25 年法律第 144 号

【基準】

第 55 条の 4 の規定による。

【根拠条文】

(就労自立給付金の支給)

第 55 条の 4　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であって、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2　前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3　第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-14
担 当 部 署	健康福祉部 地域福祉課
電 話 番 号	0771-25-5030

処 分 の 概 要	進学・就職準備給付金の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	生活保護法 第 55 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 25 年法律第 144 号

【基準】

第 55 条の 5 の規定による。

【根拠条文】

(進学・就職準備給付金の支給)

第 55 条の 5　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。

(1)　教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれる者

(2)　厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者

2　前条第 2 項及び第 3 項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-15
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	障害児通所給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 21 条の 5 の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 21 条の 5 の 3 及び第 21 条の 5 の 7 の規定による。

【根拠条文】

(障害児通所給付費の支給)

第 21 条の 5 の 3　市町村は、通所給付決定保護者が、第 21 条の 5 の 7 第 8 項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者」という。)又は指定発達支援医療機関(以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。)から障害児通所支援(以下「指定通所支援」という。)を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援(同条第 7 項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)について、障害児通所給付費を支給する。

2　障害児通所給付費の額は、1 月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1)　同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した用用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を合計した額

(2)　当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

第 21 条の 5 の 7　市町村は、前条第 1 項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の

心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。
2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項、第 21 条の 5 の 10 及び第 21 条の 5 の 13 第 3 項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。
3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第 1 項の申請に係る障害児の保護者に対し、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。
5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。
6 市町村は、前 2 項の障害児支援利用計画案の提出があった場合には、第 1 項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。
7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。
8 通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。
9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。
10 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
11 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護

者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。 12　前項の規定による支払があったときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があったものとみなす。 13　市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があったときは、第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の厚生労働大臣が定める基準及び第 21 条の 5 の 19 第 2 項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。 14　市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-16
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	特例障害児通所給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 21 条の 5 の 4 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 21 条の 5 の 4 及び第 21 条の 5 の 7 の規定による。

【根拠条文】

(特例障害児通所給付費の支給)

第 21 条の 5 の 4　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第 2 号に規定する基準該当通所支援(第 21 条の 5 の 7 第 7 項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

(1) 通所給付決定保護者が、第 21 条の 5 の 6 第 1 項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。

(2) 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第 21 条の 5 の 19 第 1 項の都道府県の条例で定める基準又は同条第 2 項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。

(3) その他政令で定めるとき。

2　都道府県が前項第 2 号の条例を定めるに当たっては、第 1 号から第 3 号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第 4 号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数

(2) 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
(3) 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
(4) 基準該当通所支援の事業に係る利用定員
3 特例障害児通所給付費の額は、1 月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。
(1) 指定通所支援前条第 2 項第 1 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)
(2) 基準該当通所支援障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額)第 21 条の 5 の 7 市町村は、前条第 1 項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。
2 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項、第 21 条の 5 の 10 及び第 21 条の 5 の 13 第 3 項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。
3 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第 1 項の申請に係る障害児の保護者に対し、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。
5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前２項の障害児支援利用計画案の提出があった場合には、第１項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。
7 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。
8 通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「通所給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。
9 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。
10 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
11 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき（当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。
12 前項の規定による支払があったときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があったものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-17
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	通所給付決定の変更承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 21 条の 5 の 8 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 21 条の 5 の 8 の規定による。

【根拠条文】

(通所給付決定の変更承認)

第 21 条の 5 の 8　通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。

2　市町村は、前項の申請又は職権により、前条第 1 項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

3　第 21 条の 5 の 5 第 2 項、第 21 条の 5 の 6(第 1 項を除く。)及び前条(第 1 項を除く。)の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、第 2 項の通所給付決定の変更の決定を行った場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-18
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	高額障害児通所給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 21 条の 5 の 12 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 21 条の 5 の 12 の規定による。

【根拠条文】

(高額障害児通所給付費の支給)

第 21 条の 5 の 12　市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額(厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

2　前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-19
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 21 条の 5 の 13 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 21 条の 5 の 13 の規定による。

【根拠条文】

(放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給)

第 21 条の 5 の 13　市町村は、第 21 条の 5 の 3 第 1 項、第 21 条の 5 の 4 第 1 項又は前条第 1 項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児(以下この項において「通所者」という。)について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満 18 歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満 20 歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費(次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

2　前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第 21 条の 5 の 3 から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　市町村は、第 1 項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。

標 準 処 理 期 間	90 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-20
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	肢体不自由児通所医療費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 21 条の 5 の 29 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 21 条の 5 の 29 の規定による。

【根拠条文】

(肢体不自由児通所医療費の支給)

第 21 条の 5 の 29　市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等(病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この款において同じ。)から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの(以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。)を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。

2　肢体不自由児通所医療費の額は、1 月につき、肢体不自由児通所医療(食事療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。

3　通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があったときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があったものとみなす。

標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-21
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	障害児相談支援給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 24 条の 26 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 24 条の 26 の規定による。

【根拠条文】

(障害児相談支援給付費の支給)

第 24 条の 26　市町村は、次の各号に掲げる者(以下この条及び次条第 1 項において「障害児相談支援対象保護者」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

(1) 第 21 条の 5 の 7 第 4 項(第 21 条の 5 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第 21 条の 5 の 6 第 1 項又は第 21 条の 5 の 8 第 1 項の申請に係る障害児の保護者市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者(以下「指定障害児相談支援事業者」という。)から当該指定に係る障害児支援利用援助(次項において「指定障害児支援利用援助」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。

(2) 通所給付決定保護者指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助(次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。)を受けたとき。

2　障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助(以下「指定障害児相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)とする。

3　障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者に支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として

当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者に支払うことができる。 4　前項の規定による支払があったときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があったものとみなす。 5　市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があったときは、第 2 項の厚生労働大臣が定める基準及び第 24 条の 31 第 2 項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準（指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。 6　市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。 7　前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-22
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	特例障害児相談支援給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 24 条の 27 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 24 条の 27 の規定による。

【根拠条文】

(特例障害児相談支援給付の支給)

第 24 条の 27　市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援(第 24 条の 31 第 1 項の内閣府令で定める基準及び同条第 2 項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

2　特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第 2 項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額)を基準として、市町村が定める。

3　前 2 項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-23
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	指定障害児相談支援事業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 24 条の 28 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 24 条の 28 の規定による。

【根拠条文】

(指定障害児相談支援事業者の指定)

第 24 条の 28　第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所(以下「障害児相談支援事業所」という。)ごとに行う。

2　第 21 条の 5 の 15 第 3 項(第 4 号、第 11 号及び第 14 号を除く。)の規定は、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-24
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	指定障害児相談支援事業者の指定の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 24 条の 29 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 24 条の 29 の規定による。

【根拠条文】

(指定障害児相談支援事業者の指定の更新)

第 24 条の 29　第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-25
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	通所受給者証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法施行規則 第 18 条の 6 第 9 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 23 年厚生省令第 11 号

【基準】

第 18 条の 6 第 9 項の規定による。

【根拠条文】

(通所受給者証の再交付)

第 18 条の 6

9　市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があったときは、通所受給者証を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-26
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	介護給付費等の支給決定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 19 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項から第 3 項まで、第 21 条及び第 22 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(介護給付費等の支給決定)

第 19 条介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

(申請)

第 20 条支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、主務省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他主務省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者その他の主務省令で定める者(以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。)に委託することができる。

3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

(障害支援区分の認定)

第 21 条市町村は、前条第 1 項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査

会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 （支給要否決定等） 第 22 条市町村は、第 20 条第 1 項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第 27 条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。	
標 準 処 理 期 間	90 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-27
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	支給決定の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 24 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 24 条の規定による。

【根拠条文】

(支給決定の変更)

第 24 条　支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

2　市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の主務省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。

3　第 19 条(第 1 項を除く。)、第 20 条(第 1 項を除く。)及び第 22 条(第 1 項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、第 2 項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる。

5　第 21 条の規定は、前項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　市町村は、第 2 項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

標 準 処 理 期 間	90 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-28
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	介護給付費又は訓練等給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 29 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 29 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(介護給付費又は訓練等給付費)

第 29 条　市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-29
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 30 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 30 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費)

第 30 条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第 2 号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

(1) 支給決定障害者等が、第 20 条第 1 項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。

(2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。

イ 第 43 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準又は同条第 2 項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。)

ロ 第 44 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準又は同条第 2 項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。)

(3) その他政令で定めるとき。

2 都道府県が前項第 2 号イ及びロの条例を定めるに当たっては、第 1 号から第 3 号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第 4 号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(2) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

(3) 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

(4) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員

3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1 月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

(1) 指定障害福祉サービス等 前条第 3 項第 1 号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)

(2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)

4 前 3 項に定めるもののほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-30
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	介護給付費等の負担額の特例認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 31 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 31 条の規定による。

【根拠条文】

(介護給付費等の額の特例)

第 31 条　市町村が、災害その他の主務省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第 29 条第 3 項の規定を適用する場合においては、同項第 2 号中「額)」とあるのは、「額)の範囲内において市町村が定める額」とする。

2　前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第 3 項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-31
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	特定障害者特別給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 34 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 34 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特定障害者特別給付費の支給)

第 34 条　市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して主務省令で定めるもの(以下この項及び次条第 1 項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-32
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	特例特定障害者特別給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 35 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 35 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特例特定障害者特別給付費の支給)

第 35 条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。

(1) 特定障害者が、第 20 条第 1 項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。

(2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。

2　前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-33
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 5 及び第 51 条の 7 の規定による。

【根拠条文】

(地域相談支援給付費等の相談支援給付決定)

第 51 条の 5　地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を受けなければならない。

2　第 19 条(第 1 項を除く。)の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(給付要否決定等)

第 51 条の 7　市町村は、前条第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第 51 条の 12 において「給付要否決定」という。)を行うものとする。

2　市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3　市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の主務省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4　市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、前条第 1 項の申請に係る障害者に対し、第 51 条の

17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。 5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。 6 市町村は、前 2 項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第 1 項の主務省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。 7 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定めなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-34
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	地域相談支援給付決定の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 9 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 9 の規定による。

【根拠条文】

(地域相談支援給付決定の変更)

第 51 条の 9　地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。

2　市町村は、前項の申請又は職権により、第 51 条の 7 第 1 項の主務省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

3　第 19 条(第 1 項を除く。)、第 20 条(第 1 項を除く。)及び第 51 条の 7(第 1 項を除く。)の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、第 2 項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-35
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	地域相談支援給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 14 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 14 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(地域相談支援給付費)

第 51 条の 14　市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-36
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	特例地域相談支援給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 15 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 15 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特例地域相談支援給付費)

第 51 条の 15　市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第 51 条の 6 第 1 項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-37
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	計画相談支援給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 17 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 17 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(計画相談支援給付費)

第 51 条の 17　市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

(1)　第 22 条第 4 項(第 24 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第 20 条第 1 項若しくは第 24 条第 1 項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第 51 条の 7 第 4 項(第 51 条の 9 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第 51 条の 6 第 1 項若しくは第 51 条の 9 第 1 項の申請に係る障害者市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

(2)　支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-38
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	特例計画相談支援給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 18 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 18 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特例計画相談支援給付費)

第 51 条の 18　市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第 51 条の 24 第 1 項の主務省令で定める基準及び同条第 2 項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち主務省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-39
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	指定特定相談支援事業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 20 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 20 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定特定相談支援事業者の指定)

第 51 条の 20　第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として主務省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。

2　第 36 条第 3 項(第 4 号、第 10 号及び第 13 号を除く。)の規定は、第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第 36 条第 3 項第 1 号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-40
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	指定特定相談支援事業者の指定の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 21 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 21 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定の更新)

第 51 条の 21　第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者及び第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定は、6 年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2　第 41 条第 2 項及び第 3 項並びに前 2 条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-41
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	自立支援医療費の支給認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 52 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項及び第 54 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(自立支援医療費の支給認定)

第 52 条　自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

(申請)

第 53 条　支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。

(支給認定等)

第 54 条　市町村等は、前条第 1 項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)の規定により受けることができるときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-42
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	支給認定の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 56 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(支給認定の変更)

第 56 条　支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第 54 条第 2 項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の主務省令で定める事項について変更の必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。

2　市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-43
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	自立支援医療費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 58 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 58 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(自立支援医療費の支給)

第 58 条　市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第 54 条第 2 項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療(以下「指定自立支援医療」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-44
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	療養介護医療費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 70 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 70 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(療養介護医療費の支給)

第 70 条　市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-45
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	基準該当療養介護医療費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 71 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 71 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(基準該当療養介護医療費の支給)

第 71 条　市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-46
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	補装具費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 76 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 76 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

第 76 条　市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあたっては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-47
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	高額障害福祉サービス等給付費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 76 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 123 号

【基準】

第 76 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

第 76 条の 2　市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額(それぞれ主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第 20 条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。

(1) 支給決定障害者等

(2) 65 歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス(介護保険法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)に係る支給決定を受けていた障害者であって、同項に規定する介護給付等対象サービス(障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)を受けているもの(支給決定を受けていない者に限る。)のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるもの

2　前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービス及び補装具の購入等に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-48
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	受給者証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第 16 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年政令第 10 号

【基準】

第 16 条の規定による。

【根拠条文】

(受給者証の再交付)

第 16 条　市町村は、受給者証(法第 22 条第 8 項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-49
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5189

処 分 の 概 要	地域相談支援受給者証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第 26 条の 8
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年政令第 10 号

【基準】

第 26 条の 8 の規定による。

【根拠条文】

(地域相談支援受給者証の再交付)

第 26 条の 8　市町村は、地域相談支援受給者証(法第 51 条の 7 第 8 項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-50
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	医療受給者証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第 33 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年政令第 10 号

【基準】

第 33 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(医療受給者証の再交付)

第 33 条　市長村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-51
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児福祉手当の受給資格認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 19 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 134 号

【基準】

第 17 条及び第 19 条の規定による。

【根拠条文】

(支給要件)

第 17 条　都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

(2)　児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

(認定)

第 19 条　手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-52
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	障害児福祉手当の受給資格の再認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 134 号

【基準】

第 26 条において準用する第 5 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(準用)

第 26 条　第 5 条第 2 項、第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 11 条(第 3 号を除く。)、第 12 条並びに第 16 条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第 8 条、第 22 条から第 25 条まで」とあるのは「第 22 条、第 24 条、第 25 条」と、「第 9 条第 2 項」とあるのは「第 22 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(認定)

第 5 条

2　前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-53
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の受給資格の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条の 2
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 134 号

【基準】

第 26 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(支給要件)

第 26 条の 2　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)。

(2)　障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

(3)　病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して 3 月を超えて入院するに至ったとき。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-54
担 当 部 署	健康福祉部 障がい福祉課
電 話 番 号	0771-25-5031

処 分 の 概 要	特別障害者手当の受給資格の再認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条の 5
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 134 号

【基準】

第 26 条の 5 において準用する第 5 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(準用)

第 26 条の 5　第 5 条第 2 項、第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 11 条(第 3 号を除く。)、第 12 条、第 16 条並びに第 19 条から第 25 条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第 16 条中「第 8 条、第 22 条から第 25 条まで」とあるのは「第 22 条、第 24 条、第 25 条」と、「第 9 条第 2 項」とあるのは「第 26 条の 5 において準用する第 22 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(認定)

第 5 条

2　前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-55
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	被保険者証の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 12 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 12 条第 3 項及び第 26 条の規定による。

【根拠条文】

(届出等)

第 12 条

3　被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

(被保険者証の交付)

第 26 条　市町村は、第 1 号被保険者並びに第 2 号被保険者(法第 9 条第 2 号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第 27 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定による申請を行ったもの及び法第 12 条第 3 項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第 1 号による被保険者証を交付しなければならない。

2　第 2 号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

3　前項の場合において、当該第 2 号被保険者は、医療保険各法による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。)を含む。)、組合員証又は加入者証(組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下「医療保険被保険者証等」という。)を提示するものとする。ただし、市町村が当該第 2 号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	3 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-56
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5081

処 分 の 概 要	要介護認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 27 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 27 条第 1 項及び介護保険法施行規則第 35 条の規定による。

【根拠条文】

(要介護認定)

第 27 条　要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

介護保険法施行規則

(要介護認定の申請等)

第 35 条　法第 27 条第 1 項の規定により要介護認定(法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第 26 条第 1 項の規定により被保険者証の交付を受けた第 2 号被保険者以外の第 2 号被保険者(以下「被保険者証未交付第 2 号被保険者」という。)であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

(1)　氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第 12 条第 1 項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。以下同じ。)(市町村において、医療保険被保険者

番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。）
（2） 現に要支援認定（法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）を受けている場合には当該要支援認定に係る要支援状態区分及び当該要支援認定に係る第 52 条第 1 項に規定する要支援認定有効期間（以下この条において「要支援認定有効期間」という。）の満了の日
（3） 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地
（4） 第 2 号被保険者であるときは、その者の要介護状態の原因である特定疾病の名称
2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、市町村は、当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。
3 法第 27 条第 1 項後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。
（1） 指定居宅介護支援等基準第八条に違反したことがないこと。
（2） 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第 6 条（指定介護老人福祉施設基準第 49 条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。
（3） 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第 7 条（介護老人保健施設基準第 50 条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。
（4） 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。）第 11 条（介護医療院基準第 54 条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。
（5） 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 3 条の 11（指定地域密着型サービス基準第 157 条及び第 169 条において準用する場合に限る。）に違反したことがないこと。
4 法第 27 条第 1 項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が第 1 項の手続を代わって行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は地域包括支援センターの別及び名称を記載しなければならない。
5 市町村は、被保険者が現に受けている要支援認定に係る要支援認定有効期間の満了の日

の 60 日前から当該要支援認定有効期間の満了の日までの間において当該被保険者から法第 27 条第 1 項の規定による要介護認定の申請が行われた場合であって、法第 35 条第 1 項の規定により通知された認定審査会(法第 15 条第 1 項に規定する認定審査会をいう。以下同じ。)の審査及び判定の結果の通知に基づき法第 35 条第 2 項の規定により要支援認定を行うときは、当該申請を法第 33 条第 2 項の規定による要支援更新認定(同項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。)の申請とみなし、要支援更新認定を行うものとする。 6 市町村は、現に要支援認定を受けている被保険者から法第 27 条第 1 項の規定による要介護認定の申請が行われ、かつ、法第 35 条第 1 項の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき同条第 2 項の規定により要支援認定を行うときであって、当該被保険者が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めたときは、当該申請を法第 33 条の 2 第 1 項の規定による要支援状態区分の変更の認定の申請とみなし、要支援状態区分の変更の認定を行うものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-57
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5081

処 分 の 概 要	要介護認定の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 28 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 28 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 40 条の規定による。

【根拠条文】

(要介護認定の更新)

第 28 条

2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。

介護保険法施行規則

(要介護更新認定の申請等)

第 40 条 法第 28 条第 2 項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

(1) 当該申請に係る被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。)

(2) 当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間の満了の日(当該被保険者が法第 28 条第 3 項の規定により申請を行う場合にあっては、当該被保険者が当該申請の直前に受けていた要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間の満了の日とする。)

(3) 当該申請に係る被保険者に主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するもの

であるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地 (4) 当該申請に係る被保険者が第 2 号被保険者であるときは、その者の要介護状態の原因である特定疾病の名称 2 前項の申請に係る被保険者が第2号被保険者であるときは、市町村は、当該第2号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。 3 第 35 条第 3 項及び第 4 項の規定は、法第 28 条第 2 項の規定による要介護更新認定の申請について準用する。 4 法第 28 条第 5 項の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次のとおりとする。 (1) 指定居宅介護支援事業者 (2) 地域密着型介護老人福祉施設 (3) 介護保険施設 (4) 地域包括支援センター 5 法第 28 条第 5 項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 指定居宅介護支援等基準第 25 条に違反したことがないこと。 (2) 指定介護老人福祉施設基準第 32 条(指定介護老人福祉施設基準第 49 条において準用する場合を含む。)に違反したことがないこと。 (3) 介護老人保健施設基準第 33 条(介護老人保健施設基準第 50 条において準用する場合を含む。)に違反したことがないこと。 (4) 介護医療院基準第 37 条(介護医療院基準第 54 条において準用する場合を含む。)に違反したことがないこと。 (5) 指定地域密着型サービス基準第 154 条(指定地域密着型サービス基準第 169 条において準用する場合を含む。)に違反したことがないこと。 (6) 法第 69 条の 34 第 1 項及び第 2 項に違反したことがないこと。
標準処理期間 30 日
備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-58
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5081

処 分 の 概 要	要介護状態区分の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 29 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 29 条第 2 項において準用する第 27 条第 1 項及び第 2 項並びに介護保険法施行規則第 42 条の規定による。

【根拠条文】

(要介護状態区分の変更の認定)

第 29 条　要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

2　第 27 条及び前条第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(要介護認定)

第 27 条　要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2　市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有す

るときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

介護保険法施行規則
（要介護状態区分の変更の認定の申請等）
第 42 条　法第 29 条第 1 項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。
（1） 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等（市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。）
（2） 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
（3） 現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間の満了の日
（4） 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地
（5） 第 2 号被保険者であるときは、その者の要介護状態の原因である特定疾病の名称
2　前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、市町村は、当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-59
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5081

処 分 の 概 要	要支援認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 32 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 32 条第 2 項において準用する第 27 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 49 条の規定による。

【根拠条文】

(要支援認定)

第 32 条　要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2　第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。

(要介護認定)

第 27 条

2　市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

介護保険法施行規則

(要支援認定の申請等)

第 49 条 法第 32 条第 1 項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第 2 号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。 (1) 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。) (2) 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地 (3) 第 2 号被保険者であるときは、その者の要支援状態の原因である特定疾病の名称 2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、市町村は、当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-60
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5081

処 分 の 概 要	要支援認定の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 33 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 33 条第 4 項において準用する第 32 条第 2 項において準用する第 27 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 54 条の規定による。

【根拠条文】

(要支援認定の更新)

第 33 条

2　要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。

3　略

4　前条(第 7 項を除く。)及び第 28 条第 5 項から第 8 項までの規定は、前 2 項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(要介護認定)

第 27 条

2　市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

介護保険法施行規則

(要支援更新認定の申請等)

第 54 条 法第 33 条第 2 項の規定により要支援更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。 (1) 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。) (2) 現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間(当該被保険者が法第 33 条第 3 項の規定により申請を行う場合にあっては、当該被保険者が当該申請の直前に受けていた要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間とする。)の満了の日 (3) 主治の医師があるときは、当該医師の氏名及び当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地 (4) 第 2 号被保険者であるときは、その者の要支援状態の原因である特定疾病の名称 2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、市町村は、当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-61
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5081

処 分 の 概 要	要支援状態区分の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 33 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 33 条の 2 及び介護保険法施行規則第 55 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(要支援状態区分の変更の認定)

第 33 条の 2　要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

2　第 28 条第 5 項から第 8 項まで及び第 32 条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法施行規則

(要支援状態区分の変更の認定の申請等)

第 55 条の 2　法第 33 条の 2 第 1 項の規定により要支援状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

(1)　氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。)

(2)　心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

(3)　現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間の満了の

日
（4） 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地
（5） 第２号被保険者であるときは、その者の要支援状態の原因である特定疾病の名称
２ 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、市町村は、当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-62
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5081

処 分 の 概 要	介護保険サービスの種類の指定変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 37 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 37 条第 2 項及び第 4 項並びに介護保険法施行規則第 59 条の規定による。

【根拠条文】

(介護給付等対象サービスの種類の指定)

第 37 条

2 前項前段の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請をすることができる。

3 略

4 市町村は、第 2 項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。

介護保険法施行規則

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)

第 59 条 法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第 2 項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

(1) 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者

番号等を除く。） （2） 当該申請を行う理由 （3） 新たに指定を受けようとする居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類又は現に指定を受けている居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類の記載の消除を求める旨 （4） 現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間又は現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及びその要支援認定有効期間 （5） 主治の医師があるときは、当該医師の氏名及びその者が現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその開設若しくは管理又は勤務する病院又は診療所の名称及び所在地 （6） 第 2 号被保険者であるときは、その者の要介護状態又は要支援状態の原因である特定疾病の名称 2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、市町村は、当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。 3 市町村は、第 1 項の申請を受けたときは、同項第 1 号に掲げる事項（個人番号及び医療保険被保険者番号等を除く。）及び同項の申請に係る被保険者が第 2 号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第 27 条第 3 項から第 6 項まで（第 5 項後段を除く。）の規定の例による。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-63
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	居宅介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 41 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 41 条第 1 項及び第 2 項並びに介護保険法施行規則第 62 号の規定による。

【根拠条文】

(居宅介護サービス費の支給)

第 41 条　市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2　居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

以下　略

介護保険法施行規則

(居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等)

第 62 条　訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サー

ビス費は、それぞれ第 6 条、第 8 条又は第 11 条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2　短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第 13 条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-64
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例居宅介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 42 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 42 条第 1 項及び介護保険法施行令第 15 条の規定による。

【根拠条文】

(特例居宅介護サービス費の支給)

第 42 条　市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

(1) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス(指定居宅サービスの事業に係る第 74 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第 2 項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(3) 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(4) その他政令で定めるとき。

介護保険法施行令

(特例居宅介護サービス費を支給する場合)

第15条 法第42条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 (1) 居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス(法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第22条の5及び第29条の5において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 法第42条第1項第3号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。	
標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-65
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	地域密着型介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 42 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 42 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(地域密着型介護サービス費の支給)

第 42 条の 2　市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。)に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-66
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例地域密着型介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 42 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 42 条の 3 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特例地域密着型介護サービス費の支給)

第 42 条の 3　市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。

(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。)の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(3) その他政令で定めるとき。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-67
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	居宅介護福祉用具購入費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 44 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 44 条第 1 項及び第 2 項並びに介護保険法施行規則第 70 条の規定による。

【根拠条文】

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

第 44 条　市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

2　居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

以下略

介護保険法施行規則

(居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)

第 70 条　居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

2　居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第 72 条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具(法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。)と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(法第 8 条の 2 第 11 項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既

に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。	
標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-68
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	居宅介護住宅改修費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 45 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 45 条第 1 項及び第 2 項並びに介護保険法施行規則第 74 条の規定による。

【根拠条文】

(居宅介護住宅改修費の支給)

第 45 条　市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

2　居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

以下略

介護保険法施行規則

(居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第 74 条　居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-69
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	居宅介護サービス計画費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 46 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 46 条第 7 項において準用する第 41 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 62 条の規定による。

【根拠条文】

(居宅介護サービス計画費の支給)

第 46 条　市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

7　第 41 条第 2 項、第 3 項、第 10 項及び第 11 項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第 8 項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(居宅介護サービス費の支給)

第 41 条

2　居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

以下略

介護保険法施行規則

(居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等)

第 62 条　訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サー

ビス費は、それぞれ第 6 条、第 8 条又は第 11 条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2　短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第 13 条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-70
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例居宅介護サービス計画費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 47 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 47 条第 1 項及び介護保険法施行令第 20 条の規定による。

【根拠条文】

(特例居宅介護サービス計画費の支給)

第 47 条　市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

(1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス(指定居宅介護支援の事業に係る第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数及び同条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(3) その他政令で定めるとき。

介護保険法施行令

(特例居宅介護サービス計画費を支給する場合)

第 20 条　法第 47 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた

場合において、必要があると認めるときとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-71
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	施設介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 48 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 48 条第 1 項及び第 7 項において準用する第 41 条第 2 項並びに介護保険法施行規則第 80 条の規定による。

【根拠条文】

(施設介護サービス費の支給)

第 48 条　市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

(1) 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。)

(2) 介護保健施設サービス

(3) 介護医療院サービス

2～6 略

7 第 41 条第 2 項、第 3 項、第 10 項及び第 11 項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第 8 項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 略

(居宅介護サービス費の支給)

第 41 条

2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下略 介護保険法施行規則 （施設介護サービス費の支給が必要と認める場合） 第 80 条 介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費（法第 48 条第 1 項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）は、第 20 条に規定する要介護者に限り支給するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-72
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例施設介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 49 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 49 条第 1 項及び介護保険法施行令第 22 条の規定による。

【根拠条文】

(特例施設介護サービス費の支給)

第 49 条　市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。

(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) その他政令で定めるとき。

以下略

介護保険法施行令

(特例施設介護サービス費を支給する場合)

第 22 条　法第 49 条第 1 項第 2 号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第 48 条第 1 項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-73
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	居宅介護サービス費等の額の特例
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 50 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 50 条及び介護保険法施行規則第 83 条の規定による。

【根拠条文】

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第 50 条　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 80」とあるのは、「100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

3　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条第 2 項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 70」

とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

介護保険法施行規則
（居宅介護サービス費等の額の特例）
第83条 法第50条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。
(1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
(2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
(3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
(4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
2 過去に法第50条第1項，第2項又は第3項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第76条第1項第2号，第92条及び第95条第3号の規定を適用する場合においては，これらの規定中「70分の100」とあるのは，「70分の100，法第50条第1項の規定が適用される場合にあっては100分の100を同項に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合，同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の100を同項に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合，同条第3項の規定が適用される場合にあっては100分の100を同項に規定する100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」とする。

標準処理期間	15日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-74
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	高額介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 51 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条及び介護保険法施行令第 22 条の 2 の 2 の規定による。

【根拠条文】

(高額介護サービス費の支給)

第 51 条　市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第 1 項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

2　前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

介護保険法施行令

(高額介護サービス費)

第 22 条の 2 の 2　法第 51 条第 1 項に規定する政令で定めるところにより算定した額は,要介護被保険者が受けた居宅サービス等(居宅サービス若しくはこれに相当するサービス,地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費,特例居宅介護サービス費,地域密着型介護サービス費,特例地域密着型介護サービス費,施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額(以下「介護サー

ビス費合計額」という。)に 90 分の 100(法第 49 条の 2 第 1 項の規定が適用される場合にあっては 80 分の 100,同条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 70 分の 100,法第 50 条第 1 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 を同項に規定する 100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第 1 号において「第 1 市町村特例割合」という。)で除して得た割合,同条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 を同項に規定する 100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第 1 号において「第 2 市町村特例割合」という。)で除して得た割合,同条第 3 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 を同項に規定する 100 分の 70 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合(次項第 1 号において「第 3 市町村特例割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は,同一の世帯に属する要介護被保険者等(法第 62 条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等(介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。)に係る次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が 4 万 4400 円を超える場合に,当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者(被保護者を除く。以下この項,次項及び第 5 項から第 7 項までにおいて同じ。)に支給するものとし,その額は,利用者負担世帯合算額から 4 万 4400 円を控除して得た額に要介護被保険者按(あん)分率(要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合算額(以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

(1) 要介護被保険者が受けた居宅サービス等(次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。)に係る介護サービス費合計額に 90 分の 10(法第 49 条の 2 第 1 項の規定が適用される場合にあっては 80 分の 20,同条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 70 分の 30,法第 50 条第 1 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 から第 1 市町村特例割合を控除して得た割合を第 1 市町村特例割合で除して得た割合,同条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 から第 2 市町村特例割合を控除して得た割合を第 2 市町村特例割合で除して得た割合,同条第 3 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 から第 3 市町村特例割合を控除して得た割合を第 3 市町村特例割合で除して得た割合。次項,第 4 項及び第 10 項において同じ。)を乗じて得た額

(2) 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給(以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。)その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等(以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。)を受けた場合に,当該特定給付対象居宅サービス等(居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費,地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。)について当該要介護被保険者がなお負担すべき額

(3) 居宅要支援被保険者(法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)(被保護者を除く。次号並びに第 29 条の 2 の 2 第 2 項,第 3 項及び第 5 項から第 7 項までにおいて同じ。)が受けた介護予防サービス等(次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。)に係る介護予防サービス費,特例介護予防サービス費,地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額(以下「介護予防サービス費合計額」という。)に 90 分の 10(法第 59 条の 2 第 1 項の規定が適用される場合にあっては 80 分の 20,同条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 70 分の 30,法第 60 条第 1 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 から同項に規定する 100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合 以下この号及び第 29 条の 2 の 2 第 1 項において「第 1 市町村特例割合」という。 を控除して得た割合を第 1 市町村特例割合で除して得た割合 法第 60 条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 から同項に規定する 100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合 以下この号及び第 29 条の 2 の 2 第 1 項において「第 2 市町村特例割合」という。 を 控除して得た割合を第 2 市町村特例割合で除して得た割合 法第 60 条第 3 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 から同項に規定する 100 分の 70 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合 以下この号及び第 29 条の 2 の 2 第 1 項において「第 3 市町村特例割合」という。 を控除して得た割合を第 3 市町村特例割合で除して得た割合。第 29 条の 2 の 2 第 3 項 第 4 項及び第 10 項において同じ。 を乗じて得た額

(4) 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第 2 号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等 以下この号及び第 29 条の 2 の 2 第 3 項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。 を受けた場合に 当該特定給付対象介護予防サービス等 介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。 について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額

3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において,当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に 90 分の 10 を乗じて得た額が 4 万 4400 円を超えるときは,当該得た額から 4 万 4400 円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

4 要介護被保険者が被保護者である場合において,当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に 90 分の 10 を乗じて得た額が 1 万 5000 円を超えるときは,当該得た額から 1 万 5000 円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

5 第 2 項の場合において,要介護被保険者の属する世帯に属する第 1 号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年(居宅サービス等のあった月が 1 月から 7 月までの場合にあっては,前々年。以下この項,次項及び第 9 項において同じ。)の所得につい

て,第 1 号に掲げる額(当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の 12 月 31 日において世帯主であって,同日において当該世帯主と同一の世帯に属する 19 歳未満の者で同年の合計所得金額が 38 万円以下であるもの(第 2 号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては,第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。)が 690 万円以上であるときは,第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのは,「14 万 100 円」とする。

(1) 当該所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次条第 6 項第 3 号へ並びに第 7 項第 1 号へ及び第 2 号へ,第 29 条の 2 の 2 第 5 項第 1 号並びに附則第 21 条第 1 項第 3 号イ及び第 22 条第 1 項第 3 号イにおいて同じ。)に係る同法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額,同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項,第 34 条第 1 項,第 34 条の 2 第 1 項,第 34 条の 3 第 1 項,第 35 条第 1 項,第 35 条の 2 第 1 項,第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には,これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額),地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項,第 34 条第 1 項,第 34 条の 2 第 1 項,第 34 条の 3 第 1 項,第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には,これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額),地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額,同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額,租税条約等の実施に伴う所得税法,法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定による控除をした後の金額

(2) 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の 12 月 31 日において 16 歳未満の

控除対象者の数を 33 万円に乗じて得た額及び同日において 16 歳以上の控除対象者の数を 12 万円に乗じて得た額の合計額

6 第 2 項の場合において,要介護被保険者の属する世帯に属する第 1 号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年の所得について,前項第 1 号に掲げる額が 380 万円以上 690 万円未満であるときは,第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのは,「9 万 3000 円」とする。

7 第 2 項の場合において,要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは,同項中「4 万 4400 円」とあるのは,「2 万 4600 円」とする。

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等のあった月の属する年度(居宅サービス等のあった月が 4 月から 7 月までの場合にあっては,前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第 9 項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者(生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって,第 2 項及び第 29 条の 2 の 2 第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのを「2 万 4600 円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

8 第 2 項の場合において,要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって,同項及び第 29 条の 2 の 2 第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのを「1 万 5000 円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第 2 号に掲げる者を除く。)であるときは,第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのは,「1 万 5000 円」とする。

9 要介護被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が,市町村民税世帯非課税者であり,かつ,居宅サービス等のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が 80 万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年国民年金等改正法」という。)附則第 32 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和 60 年国民年金等改正法第 1 条の規定による改正前の国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であって,当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から 1 万 5000 円を控除して得た額が,第 7 項の規定により読み替えて適用する第 2 項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは,当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は,第 7 項の規定により読み替えて適用する第 2 項の規定にかかわらず,当該要介護被保険者利用者負担合算額

から1万5000円を控除して得た額とする。
10 要介護被保険者が法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者,法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付(第29条の2の2第10項において「特定公費負担給付」という。)が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において,当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは,市町村は,当該居宅サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。
11 前項の規定による支払があったときは,要介護被保険者に対し,第3項又は第4項の規定による高額介護サービス費の支給があったものとみなす。
12 要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は,当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第2項から前項までの規定の適用については,当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であったものとみなし,当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費は,居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。
13 高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は,厚生労働省令で定める。

標準処理期間	30日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-75
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	高額医療合算介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 51 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(高額医療合算介護サービス費の支給)

第 51 条の 2　市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第 1 項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第 115 条第 1 項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-76
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特定入所者介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 51 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 3 第 1 項及び介護保険法施行規則第 83 条の 5 の規定による。

【根拠条文】

(特定入所者介護サービス費の支給)

第 51 条の 3　市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第 1 項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第 1 項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

(1) 指定介護福祉施設サービス
(2) 介護保健施設サービス
(3) 介護医療院サービス
(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(5) 短期入所生活介護
(6) 短期入所療養介護

介護保険法施行規則

(法第 51 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)
第 83 条の 5 法第 51 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。
(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。第 97 条の 3 において同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する預貯金、同項第 11 号に規定する合同運用信託、同項第 15 号の 3 に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第 17 号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額(第 97 条の 3 第 1 号において「現金等」という。)が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの
イ 第 1 号被保険者(ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。)であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額(ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。)が 120 万円を超える場合 1500 万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、500 万円)
(1) 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が 1 月から 7 月までの場合にあっては、前々年。(2)及び(3)並びに第 4 号イ並びに次条第 1 項第 6 号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第 4 号イにおいて同じ。)
(2) 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 3 の 3 第 2 項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から 10 万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法第 33

条の４第１項若しくは第２項、第 34 条第１項、第 34 条の２第１項、第 34 条の３第１項、第 35 条第１項、第 35 条の２第１項、第 35 条の３第１項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第 33 条の４第１項若しくは第２項、第 34 条第１項、第 34 条の２第１項、第 34 条の３第１項、第 35 条第１項、第 35 条の２第１項、第 35 条の３第１項又は第 36 条の規定により同法第 31 条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第 33 条の４第１項若しくは第２項、第 34 条第１項、第 34 条の２第１項、第 34 条の３第１項、第 35 条第１項又は第 36 条の規定により同法第 32 条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第４号イにおいて同じ。）から所得税法第 35 条第２項第１号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。第４号イにおいて同じ。）

（3） 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額

ロ 第１号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が 80 万円を超え 120 万円以下である場合 1550 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、550 万円）

ハ 第１号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が 80 万円以下である場合 1650 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、650 万円）

ニ 第２号被保険者（ホに掲げる者を除く。）である場合 2000 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、1000 万円）

ホ 令第 22 条の２の２第７項に規定する老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有する者である場合 2000 万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、1000 万円）

(2)その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費（法第 51 条の３第１項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護（生活保護法第２条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

（3） 被保護者（生活保護法第６条第１項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）

（4） 前３号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に１を加えた数）が２以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年

中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に 90 分の 10(法第 49 条の 2 第 1 項の規定が適用される場合にあっては 80 分の 20、同条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 70 分の 30)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、80 万円以下であること。 ロ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、所得税法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する預貯金、同項第 11 号に規定する合同運用信託、同項第 15 号の 3 に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第 17 号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、450 万円以下であること。 ハ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 ニ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第 1 号被保険者にあっては保険料の、第 2 号被保険者にあっては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金の滞納がないこと。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-77
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例特定入所者介護サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 51 条の 4 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 51 条の 4 及び介護保険法施行令第 22 条の 5 の規定による。

【根拠条文】

(特例特定入所者介護サービス費の支給)

第 51 条の 4　市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。

(1) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) その他政令で定めるとき。

2 特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。

介護保険法施行規則

(特例特定入所者介護サービス費を支給する場合)

第 22 条の 5　法第 51 条の 4 第 1 項第 2 号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

(1) 特定入所者(法第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 指定居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域

であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第５号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 （３） 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス（法第 51 条の３第１項に規定する特定介護サービスをいう。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 （４） 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 （５） 第２号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-78
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	介護予防サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 53 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 53 条第 1 項及び第 7 項において準用する第 41 条第 2 項並びに介護保険法施行規則第 85 条において準用する同省令第 62 条の規定による同省令第 6 条、第 8 条、第 11 条及び第 13 条の規定による。

【根拠条文】

(介護予防サービス費の支給)

第 53 条　市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第 58 条第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

7　第 41 条第 2 項、第 3 項、第 10 項及び第 11 項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同条第 8 項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法
（居宅介護サービス費の支給）
第 41 条
2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

介護保険法施行規則
（準用）
第 85 条 第 62 条、第 63 条及び第 65 条の規定は、居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費の支給について準用する。この場合において、第 62 条第 1 項中「第 6 条、第 8 条又は第 11 条」とあるのは「第 22 条の 5、第 22 条の 7 又は第 22 条の 11」と、第 62 条第 2 項中「第 13 条」とあるのは「第 22 条の 13」と、第 65 条中「第 41 条第 8 項」とあるのは「第 53 条第 7 項において準用する法第 41 条第 8 項」と、「同条第 4 項第 1 号又は第 2 号」とあるのは「法第 53 条第 2 項第 1 号又は第 2 号」と読み替えるものとする。

（居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等）
第 62 条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第 6 条、第 8 条又は第 11 条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。
2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第 13 条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

（法第 8 条第 4 項の厚生労働省令で定める基準）
第 6 条 法第 8 条第 4 項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。
（法第 8 条第 5 項の厚生労働省令で定める基準）
第 8 条 法第 8 条第 5 項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを要することとする。
（法第 8 条第 8 項の厚生労働省令で定める基準）
第 11 条 法第 8 条第 8 項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基

づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを要することとする。 （法第８条第10項の厚生労働省令で定める居宅要介護者） 第13条　法第８条第10項の厚生労働省令で定める居宅要介護者は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者とする。

標準処理期間	30日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-79
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例介護予防サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 54 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 54 条第 1 項及び介護保険法施行令第 24 条の規定による。

【根拠条文】

(特例介護予防サービス費の支給)

第 54 条　市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

(1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス(指定介護予防サービスの事業に係る第 115 条の 4 第 1 項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第 2 項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(3) 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(4) その他政令で定めるとき。

介護保険法施行令

（特例介護予防サービス費を支給する場合） 第 24 条 法第 54 条第 1 項第 4 号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 （1） 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 （2） 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス（法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 （3） 法第 54 条第 1 項第 3 号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-80
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	地域密着型介護予防サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 54 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 54 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第 54 条の 2　市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。)に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第 58 条第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-81
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例地域密着型介護予防サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 54 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 54 条の 3 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第 54 条の 3　市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。

(1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(3) その他政令で定めるとき。

介護保険法施行令

(特例地域密着型介護予防サービス費を支給する場合)

第 24 条の 3　法第 54 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する政令で定めるときは　次のとおりとする。

(1) 居宅要支援被保険者が　緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において必要があると認めるとき。

(2) 法第 54 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する居宅要支援被保険者が　当該要支援認定の

効力が生じた日前に緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において必要があると認めるとき。	
標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-82
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	介護予防福祉用具購入費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 56 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 56 条第 1 項及び第 2 項並びに介護保険法施行規則第 89 条の規定による。

【根拠条文】

(介護予防福祉用具購入費の支給)

第 56 条　市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。

2　介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

以下略

介護保険法施行規則

(介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)

第 89 条　介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

2　介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第 91 条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定

介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-83
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	介護予防住宅改修費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 57 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 57 条第 1 項及び第 2 項並びに介護保険法施行規則第 93 条の規定による。

【根拠条文】

(介護予防住宅改修費の支給)

第 57 条　市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。

2　介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

介護保険法施行規則

(介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第 93 条　介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-84
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	介護予防サービス計画費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 58 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 58 条第 1 項及び同条第 7 項において準用する第 41 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(介護予防サービス計画費の支給)

第 58 条　市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

第 2 項から第 6 項まで略

7　第 41 条第 2 項、第 3 項、第 10 項及び第 11 項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第 8 項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(居宅介護サービス費の支給)

第 41 条

2　居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-85
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例介護予防サービス計画費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 59 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 59 条第 1 項及び介護保険法施行令第 29 条の規定による。

【根拠条文】

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第 59 条　市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

(1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第 115 条の 24 第 1 項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第 2 項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(3) その他政令で定めるとき。

以下略

介護保険法施行令

(特例介護予防サービス計画費を支給する場合)

第29条 法第59条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。	
標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-86
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	介護予防サービス費等の額の特例
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 60 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 60 条及び介護保険法施行細則第 97 条の規定による。

【根拠条文】

(介護予防サービス費等の額の特例)

第 60 条　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 80」とあるのは、「100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

3　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条第 2 項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 70」とあ

るのは、「100 分の 70 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

介護保険法施行規則
（介護予防サービス費等の額の特例）
第 97 条　法第 60 条各項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。
（1） 要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
（2） 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
（3） 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
（4） 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
2　過去に法第 60 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第 73 条、第 76 条第 3 号及び第 95 条第 2 号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「70 分の 100」とあるのは、「70 分の 100、法第 60 条第 1 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 を同項に規定する 100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 を同項に規定する 100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第 3 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 を同項に規定する 100 分の 70 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」とする。

標準処理期間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-87
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	高額介護予防サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 61 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 61 条及び介護保険法施行令第 29 条の 2 の 2 の規定による。

【根拠条文】

(高額介護予防サービス費の支給)

第 61 条　市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第 1 項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

2　前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

介護保険法施行令

(高額介護予防サービス費)

第 29 条の 2 の 2　法第 61 条第 1 項に規定する政令で定めるところにより算定した額は,居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に 90 分の 100(法第 59 条の 2 第 1 項の規定が適用される場合にあっては 80 分の 100,同条第 2 項の規定が適用される場合にあっては 70 分の 100,法第 60 条第 1 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 を第 1 市町村特例割合で除して得た割合,同条第 2 項の規定

が適用される場合にあっては 100 分の 100 を第 2 市町村特例割合で除して得た割合,同条第 3 項の規定が適用される場合にあっては 100 分の 100 を第 3 市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。
2 高額介護予防サービス費は,同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が 4 万 4400 円を超える場合に,当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし,その額は,利用者負担世帯合算額から 4 万 4400 円を控除して得た額に要支援被保険者按分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第 22 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。
3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において,当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に 90 分の 10 を乗じて得た額が 4 万 4400 円を超えるときは,当該得た額から 4 万 4400 円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。
4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において,当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に 90 分の 10 を乗じて得た額が 1 万 5000 円を超えるときは,当該得た額から 1 万 5000 円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。
5 第 2 項の場合において,居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第 1 号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が 1 月から 7 月までの場合にあっては,前々年。以下この項,次項及び第 9 項において同じ。)の所得について,第 1 号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の 12 月 31 日において世帯主であって,同日において当該世帯主と同一の世帯に属する 19 歳未満の者で同年の合計所得金額が 38 万円以下であるもの(第 2 号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては,第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。)が 690 万円以上であるときは,第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのは,「14 万 100 円」とする。
(1) 当該所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第 2 項の規定による控除をした後の金額
(2) 当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の 12 月 31 日において 16 歳未満の控除対象者の数を 33 万円に乗じて得た額及び同日において 16 歳以上の控除対象者の数を 12 万円に乗じて得た額の合計額
6 第 2 項の場合において,居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第 1 号被保険者のい

ずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の所得について,前項第 1 号に掲げる額が 380 万円以上 690 万円未満であるときは,第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのは,「9 万 3000 円」とする。
7 第 2 項の場合において,居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは,同項中「4 万 4400 円」とあるのは,「2 万 4600 円」とする。
(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防サービス等のあった月が 4 月から 7 月までの場合にあっては,前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第 9 項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって,第 22 条の 2 の 2 第 2 項及び第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのを「2 万 4600 円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
8 第 2 項の場合において,居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって,第 22 条の 2 の 2 第 2 項及び第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのを「1 万 5000 円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第 2 号に掲げる者を除く。)であるときは,第 2 項中「4 万 4400 円」とあるのは,「1 万 5000 円」とする。
9 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が,市町村民税世帯非課税者であり,かつ,介護予防サービス等のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が 80 万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって,当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から 1 万 5000 円を控除して得た額が,第 7 項の規定により読み替えて適用する第 2 項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは,当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は,第 7 項の規定により読み替えて適用する第 2 項の規定にかかわらず,当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から 1 万 5000 円を控除して得た額とする。
10 居宅要支援被保険者が法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者 以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。 について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において 当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に 90 分の 10 を乗じて得た額の支

払が行われなかったときは 市町村は 当該介護予防サービス等に要した費用のうち第 3 項又は第 4 項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。 11 前項の規 定による支払があったときは 居宅要支援被保険者に対し 第 3 項又は第 4 項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。 12 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については 第 2 項から前項までの規定は 適用しない。 13 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は 厚生労働省令で定める。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-88
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	高額医療合算介護予防サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 61 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 61 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第 61 条の 2　市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第 1 項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第 115 条第 1 項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-89
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特定入所者介護予防サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 61 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 61 条の 3 第 1 項及び介護保険法施行規則第 97 条の 3 の規定による。

【根拠条文】

(特定入所者介護予防サービス費の支給)

第 61 条の 3　市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第 1 項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第 1 項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

(1) 介護予防短期入所生活介護

(2) 介護予防短期入所療養介護

介護保険法施行規則

(法第 61 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第 97 条の 3　法第 61 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス(法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。

イ 第 1 号被保険者(ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。)であって、次の(1) から(3)までに掲げる額の合計額(ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。)が 120 万円を超える場合 1500 万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、500 万円)

(1) 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が 1 月から 7 月までの場合にあっては、前々年。(2)及び(3)において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)

(2) 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第 41 条の 3 の 3 第 2 項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から 10 万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(3) 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額

ロ 第 1 号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が 80 万円を超え 120 万円以下である場合 1550 万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、550 万円)

ハ 第 1 号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が 80 万円以下である場合 1650

万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、650 万円) ニ 第 2 号被保険者(ホに掲げる者を除く。)である場合 2000 万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、1000 万円) ホ 老齢福祉年金の受給権を有する者である場合 2000 万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、1000 万円) (2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護予防サービスに係る特定入所者介護予防サービス費(法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの (3) 被保護者	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-90
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特例特定入所者介護予防サービス費の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 61 条の 4 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 61 条の 4 及び介護保険法施行規則第 29 条の 5 の規定による。

【根拠条文】

(特例特定入所者介護予防サービス費の支給)

第 61 条の 4　市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。

(1) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) その他政令で定めるとき。

2　特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。

介護保険法施行規則

(特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合)

第 29 条の 5　法第 61 条の 4 第 1 項第 2 号の政令で定めるときは、次のとおりとする。

(1) 特定入所者(法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2) 特定居宅サービス(法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域

であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第 5 号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 （3） 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 （4） 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 （5） 第 2 号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-91
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第78条の12
法 令 (例 規) 番 号	平成9年法律第123号

【基準】

第78条の12において準用する第70条の2の規定による。

【根拠条文】

(準用)

第78条の12　第70条の2、第71条及び第72条の規定は、第42条の2第1項本文の指定について準用する。この場合において、第70条の2第4項中「前条」とあるのは、「第78条の2」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の更新)

第70条の2　第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

標 準 処 理 期 間	30日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-92
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定地域密着型サービス事業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 78 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 78 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第 78 条の 2　第 42 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が 29 人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第 78 条の 13 第 1 項及び第 78 条の 14 第 1 項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-93
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 78 条の 13 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 78 条の 13 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(公募指定)

第 78 条の 13　市町村長は、第 117 条第 1 項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第 2 項第 1 号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間(以下「市町村長指定期間」という。)中は、当該見込量の確保のため公募により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域(以下「市町村長指定区域」という。)に所在する事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの(以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。)の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。)に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-94
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定居宅介護支援事業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 79 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 79 条の規定による。

【根拠条文】

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第 79 条　第 46 条第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 46 条第 1 項の指定をしてはならない。

(1)　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)　当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

(3)　申請者が、第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3)の 2　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4)　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4)の 2　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4)の 3　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた

法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
(5) 申請者が、第 84 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の
整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
(5)の 2 申請者と密接な関係を有する者が、第 84 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
(6) 申請者が、第 84 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 82 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
(6)の 2 申請者が、第 83 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第 84 条第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第 82 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
(6)の 3 第 6 号に規定する期間内に第 82 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があっ

た場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。 （7） 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 （8） 申請者が、法人で、その役員等のうちに第 3 号の 2 から第 5 号まで又は第 6 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 （9） 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第 3 号の 2 から第 5 号まで又は第 6 号から第 7 号までのいずれかに該当する者であるとき。 3 市町村が前項第 1 号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-95
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定居宅介護支援事業者の指定の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 79 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 79 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定の更新)

第 79 条の 2　第 46 条第 1 項の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-96
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 115 条の 12 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 115 条の 12 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第 115 条の 12　第 54 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-97
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第 70 条の 2 の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 115 条の 21
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 115 条の 21 において準用する第 70 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(準用)

第 115 条の 21　第 70 条の 2 の規定は、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定について準用する。この場合において、第 70 条の 2 第 4 項中「前条」とあるのは、「第 115 条の 12」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の更新)

第 70 条の 2　第 41 条第 1 項本文の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-98
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定介護予防支援事業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 115 条の 22 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 115 条の 22 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定介護予防支援事業者の指定)

第 115 条の 22　第 58 条第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-99
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第 70 条の 2 の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 115 条の 31
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 115 条の 31 において準用する第 70 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(準用)

第 115 条の 31　第 70 条の 2 の規定は、第 58 条第 1 項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の更新)

第 70 条の 2　第 41 条第 1 項本文の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-100
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定事業者の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 115 条の 45 の 5
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 115 条の 45 の 5 の規定による。

【根拠条文】

(指定事業者の指定)

第 115 条の 45 の 5　第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定(第 115 条の 45 の 7 第 1 項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第 1 号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第 1 号事業を行う事業所ごとに行う。

2　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第 1 号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-101
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5170

処 分 の 概 要	指定事業者の指定の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法 第 115 条の 45 の 6 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 9 年法律第 123 号

【基準】

第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定の更新)

第 115 条の 45 の 6　指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-102
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	被保険者証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法施行規則 第 27 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 11 年厚生省令第 36 号

【基準】

第 27 条の規定による。

【根拠条文】

(被保険者証の再交付及び返還)

第 27 条　被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第 1 号に掲げる事項(第 2 号に掲げる書類を提示する場合には、第 1 号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

(1) 次に掲げる事項

イ 氏名、性別、生年月日及び住所

ロ 個人番号

ハ 再交付申請の理由

(2) 氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ 個人番号カード(番号利用法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「番号利用法施行規則」という。)第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる書類

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第２条第３項第１号に掲げる書類（介護保険の被保険者証を除く。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち２以上の書類 ２ 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。 ３ 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。	
標準処理期間	３日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-103
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	特定入所者の負担限度額の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法施行規則 第 83 条の 6 第 1 項(第 97 条の 4 及び第 172 条の 2 において準用する場合を含む。)
法 令 (例 規) 番 号	平成 11 年厚生省令第 36 号

【基準】

第 83 条の 6 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第 83 条の 6　前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

(1) 前条各号のいずれかに該当する旨

(2) 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

(3) 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地

(4) 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日

(5) 被保険者証の番号

(6) 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が 1 月から 7 月までの場合にあっては、前々年)に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-104
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	負担限度額認定証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法施行規則 第 83 条の 6 第 7 項(第 97 条の 4 及び第 172 条の 2 において準用する場合を含む。)
法 令 (例 規) 番 号	平成 11 年厚生省令第 36 号

【基準】

第 83 条の 6 第 7 項の規定による。

【根拠条文】

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第 83 条の 6

7　要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第 1 号に掲げる事項(第 2 号に掲げる書類を提示する場合には、第 1 号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

(1) 次に掲げる事項

イ 氏名、性別、生年月日及び住所

ロ 個人番号

ハ 再交付申請の理由

(2) 個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ 個人番号カード又は番号利用法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる書類

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち 2 以上の書類

標 準 処 理 期 間	３日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-105
担 当 部 署	健康福祉部 高齢福祉課
電 話 番 号	0771-25-5182

処 分 の 概 要	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	介護保険法施行規則 第 83 条の 8 第 1 項(第 97 条の 4 及び第 172 条の 2 において準用する場合を含む。)
法 令 (例 規) 番 号	平成 11 年厚生省令第 36 号

【基準】

第 83 条の 8 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第 83 条の 8　市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用として食費の基準費用額(法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第 1 号に規定する食費の負担限度額をいう。第 3 項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額をいう。第 3 項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	5-106
担 当 部 署	健康福祉部 健康増進課
電 話 番 号	0771-25-5004

処 分 の 概 要	障害年金等の給付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	予防接種法 第 15 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 23 年法律第 68 号

【基準】

第 15 条から第 17 条までの規定による。

【根拠条文】

(健康被害の救済措置)

第 15 条　市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第 17 条に定めるところにより、給付を行う。

2　厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 8 条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

(給付の範囲)

第 16 条　A 類疾病に係る定期の予防接種等又は B 類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第 1 項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

(1)　医療費及び医療手当　予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

(2)　障害児養育年金　予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者

(3)　障害年金　予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者

(4)　死亡一時金　予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

(5)　葬祭料　予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

2 B 類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第 1 項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。
(1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
(2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者
(3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者
(4) 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
(5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者
(政令への委任等)
第 17 条 前条に定めるもののほか、第 15 条第 1 項の規定による給付(以下「給付」という。)の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。
2 前条第 2 項第 1 号から第 4 号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成 14 年法律第 192 号)第 15 条第 1 項第 1 号イに規定する副作用救済給付に係る同法第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの政令及び同条第 3 項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-1
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	妊婦給付認定の申請に対する処分
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 10 条の9第2項
法 令 (例 規) 番 号	平成24年法律第 65 号

【基準】

第 10 条の9の規定による。

【根拠条文】

(市町村の認定等)

第 10 条の 9　妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2　前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-2
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	児童手当の受給資格、額の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童手当法 第４条並びに第７条第１項及び第２項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 46 年法律第 73 号

【基準】

第４条並びに第７条第１項及び第２項の規定による。

【根拠条文】

(支給要件)

第４条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1)施設入所等児童以外の児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であって、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの

(2)日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)

(3)父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

(4)施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者

２　前項第１号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見

人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか1の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(認定)
第7条 児童手当の支給要件に該当する者(第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。
2 児童手当の支給要件に該当する者(第4条第1項第4号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。
(1)児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者 児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長
(2)里親 当該里親の住所地の市町村長
(3)障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

標準処理期間	60日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-3
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	児童手当の増額改定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童手当法 第９条第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 46 年法律第 73 号

【基準】

第９条の規定による。

【根拠条文】

（児童手当の額の改定）

第９条　児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

２　前条第３項の規定は、前項の改定について準用する。

３　児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-4
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	児童扶養手当の受給資格認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童扶養手当法 第 6 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 36 年法律第 238 号

【基準】

第 4 条及び第 4 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(支給要件)

第 4 条　都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。

(1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

(2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 母の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

(3) 第 1 号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イか

らホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき当該養育者

2　前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあっては児童が第１号から第４号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が第１号、第２号、第５号又は第６号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

（1）　日本国内に住所を有しないとき。

（2）　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の４に規定する里親に委託されているとき。

（3）　父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第１号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

（4）　母の配偶者（前項第１号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

（5）　母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第１号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

（6）　父の配偶者（前項第１号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。

3　第１項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては当該母が、父に対する手当にあっては当該父が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

（支給の調整）

第４条の２　同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

2　同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

標準処理期間	60日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-5
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	児童扶養手当の増額改定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童扶養手当法 第８条第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 36 年法律第 238 号

【基準】

第８条の規定による。

【根拠条文】

（手当の額の改定時期）

第８条　手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

２　前条第２項の規定は、前項の改定について準用する。

３　手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-6
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	母子家庭自立支援給付金の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第 31 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 129 号

【基準】

第31条及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第27条から第29条までの規定による。

【根拠条文】

(母子家庭自立支援給付金)

第 31 条　都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。

(1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)

(2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)

(3) 前 2 号に掲げる給付金以外の給付金であって、政令で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(母子家庭自立支援教育訓練給付金)

第 27 条　法第 31 条(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により支給する母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(受給資格者(同条第 1 号の内閣府令で定める教育訓練(以下この項において「特定教育訓練」という。)

を修了した配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをいう。以下この条において同じ。)が雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2の規定による教育訓練給付金(以下この項において「教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができる場合にあっては、当該額から支給を受けることができる教育訓練給付金の額を控除した額)とする。

(1) 当該受給資格者が修了した特定教育訓練が指定教育訓練(特定教育訓練のうち、職業に必要な資格の取得を目的とするものとして都道府県知事等(法第8条第1項に規定する都道府県知事等をいう。次項及び第4項において同じ。)が指定するものをいう。以下この条において同じ。)である場合 当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が160万円を超えるときは、160万円)

(2) 当該受給資格者が修了した特定教育訓練が指定教育訓練以外のものである場合 当該受給資格者が当該特定教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円)

2 指定教育訓練を修了した受給資格者が当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年を経過する日までに職業(当該職業に就くために当該指定教育訓練に係る資格を有することが必要とされているものとして都道府県知事等が指定するものに限る。)に就いた場合における前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の60」とあるのは「100分の85」と、「160万円」とあるのは「240万円」とする。

3 母子家庭自立支援教育訓練給付金は、前2項の規定により算定された額が1万2千円を超えないときは、支給しない。

4 第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により算定した額の母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者が当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年を経過する日までに第2項に規定する職業に就いたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出るものとする。

(母子家庭高等職業訓練促進給付金)

第28条 法第31条(第2号に係る部分に限る。)の規定により母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けることができる配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものは、同号の内閣府令で定める資格(次条第1項において「特定資格」という。)を取得するため同号の養成機関(第3項及び第4項並びに次条第1項において「養成機関」という。)の6月以上の課程において修業する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(第3項第1号及び第4項において「受給資格者」という。)とする。

1 基準年(請求月(母子家庭高等職業訓練促進給付金の請求をする日が属する月をいう。以下この項及び第3項第1号において同じ。)が1月から7月までである場合にあっては請求月が属する年の前々年をいい、請求月が8月から12月までである場合にあっては請求月が属する年の前年をいう。以下この号及び次項において同じ。)の所得の額が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であること。

イ 基準年の 12 月 31 日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童で当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが生計を維持しているものをいう。以下この項及び次条第 1 項第 3 号において同じ。)がない場合 208 万円
ロ 基準年の 12 月 31 日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 208 万円に次に掲げる額を加算した額
(1) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に 38 万円を乗じて得た額
(2) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に 48 万円を乗じて得た額
(3) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に 53 万円を乗じて得た額
2 基準前年(請求月が 1 月から 7 月までである場合にあっては請求月が属する年の 3 年前の年をいい、請求月が 8 月から 12 月までである場合にあっては請求月が属する年の前々年をいう。以下この号及び次項において同じ。)の所得の額が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であること。
イ 基準前年の 12 月 31 日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 208 万円
ロ 基準前年の 12 月 31 日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 208 万円に次に掲げる額を加算した額
(1) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に 38 万円を乗じて得た額
(2) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に 48 万円を乗じて得た額
(3) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に 53 万円を乗じて得た額
2 児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)第 4 条第 1 項本文及び第 2 項の規定は、前項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの基準年及び基準前年の所得の額の計算方法について準用する。この場合において、同条第 1 項本文中「その年」とあるのは「それぞれ当該基準年又は基準前年の翌年」と、「(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)」とあるのは「と当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが扶養児童(当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが現に扶養している母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 3 項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)の父から当該扶養児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の 100 分の 80 に相当する金額(1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)を合算した額」と、同条第 2 項第 3 号中「母」とあり、及

び同項第 4 号中「母及び父」とあるのは「扶養児童の母」と読み替えるものとする。
3 母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
1 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が請求月の属する年度(請求月が 4 月から 7 月までである場合にあっては、その前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。次条第 3 項第 1 号において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第 31 条の規定により支給される母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。同号において同じ。)である場合 養成機関における課程の修了までの期間が 12 月以上である場合にあっては月額 10 万円(当該期間の最後の 12 月間については、月額 14 万円)、当該期間が 12 月未満である場合にあっては月額 14 万円
2 前号に掲げる場合以外の場合 養成機関における課程の修了までの期間が 12 月以上である場合にあっては月額 7 万 500 円(当該期間の最後の 12 月間については、月額 11 万 500 円)、当該期間が 12 月未満である場合にあっては月額 11 万 500 円
4 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間は、受給資格者が養成機関において修業する期間に相当する期間(その期間が 48 月を超えるときは、48 月)を超えない期間とする。
(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)
第 29 条 法第 31 条第 3 号に規定する政令で定める給付金は、特定資格の取得のための費用その他の養成機関における課程の修了に際し必要となる費用の負担を軽減するため次の各号のいずれにも該当する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(第 3 項第 1 号において「受給資格者」という。)に対し支給する給付金(同項及び次条において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。)とする。
1 特定資格を取得するため養成機関において 6 月以上の課程を修了したこと。
2 前号の課程を修了した日(次号及び第 3 項第 1 号において「修了日」という。)において配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当すること。
3 次のイ又はロのいずれかに該当すること。
イ 当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年(修了日の属する月が 1 月から 7 月までである場合にあっては当該月が属する年の前々年をいい、修了日の属する月が 8 月から 12 月までである場合にあっては当該月が属する年の前年をいう。以下このイ及び次項において同じ。)の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。
(1) 修了時所得基準年の 12 月 31 日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 208 万円

(2) 修了時所得基準年の 12 月 31 日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 208 万円に次に掲げる額を加算した額
(i) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に 38 万円を乗じて得た額
(ii) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に 48 万円を乗じて得た額
(iii) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に 53 万円を乗じて得た額
ロ 当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準前年(修了日の属する月が 1 月から 7 月までである場合にあっては当該月が属する年の 3 年前の年をいい、修了日の属する月が 8 月から 12 月までである場合にあっては当該月が属する年の前々年をいう。以下このロ及び次項において同じ。)の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。
(1) 修了時所得基準前年の 12 月 31 日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 208 万円
(2) 修了時所得基準前年の 12 月 31 日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 208 万円に次に掲げる額を加算した額
(i) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に 38 万円を乗じて得た額
(ii) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に 48 万円を乗じて得た額
(iii) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に 53 万円を乗じて得た額
2 児童扶養手当法施行令第 4 条第 1 項本文及び第 2 項の規定は、前項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年及び修了時所得基準前年の所得の額の計算方法について準用する。この場合において、同条第 1 項本文中「その年」とあるのは「それぞれ当該修了時所得基準年又は修了時所得基準前年の翌年」と、「(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)」とあるのは「と当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが扶養児童(当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが現に扶養している母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 3 項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)の父から当該扶養児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の 100 分の 80 に相当する金額(1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)を合算した額」と、同条第 2 項第 3 号中「母」とあり、及び同項第 4 号中「母及び父」とあるのは「扶養児童の母」と読み替えるもの

とする。
3　母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
1　受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度（修了日の属する月が４月から７月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合　５万円
2　前号に掲げる場合以外の場合　２万５千円

標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-7
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	父子家庭自立支援給付金の支給
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第 31 条の 10 において準用する第 31 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 129 号

【基準】

第 31 条の 10 において準用する第 31 条の規定による。

【根拠条文】

(父子家庭自立支援給付金)

第 31 条の 10　第 31 条から第 31 条の 4 までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第 31 条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第 1 号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第 2 号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第 31 条の 2 中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第 31 条の 3 及び第 31 条の 4 中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

(母子家庭自立支援給付金)

第 31 条　都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。

(1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)

（2） 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。） （3） 前２号に掲げる給付金以外の給付金であって、政令で定めるもの	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-8
担 当 部 署	こども未来部 子育て支援課
電 話 番 号	0771-25-5027

処 分 の 概 要	未熟児に対する養育医療の給付の決定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	母子保健法 第 20 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 40 年法律第 141 号

【基準】

第 20 条の規定による。

【根拠条文】

(養育医療)

第 20 条　市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2　前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3　養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

(1) 診察

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 医学的処置、手術及びその他の治療

(4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(5) 移送

4　養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行うものとする。

5　都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第 1 項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6　第 1 項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第 19 条の 12 の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める扶養義務者をい

う。第 21 条の 4 第 1 項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。
7　児童福祉法第 19 条の 12、第 19 条の 20 及び第 21 条の 3 の規定は養育医療の給付について、同法第 20 条第 7 項及び第 8 項並びに第 21 条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。
この場合において、同法第 19 条の 12 中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同法第19条の20（第2項を除く。）中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第 1 項中「第 19 条の 3 第 10 項」とあるのは「母子保健法第 20 条第 7 項において読み替えて準用する第 19 条の 12」と、同条第 4 項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同法第 21 条の 3 第 2 項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-9
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	教育・保育給付認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 20 条第 1 項及び第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 20 条の規定による。

【根拠条文】

(市町村の認定等)

第 20 条　前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2　前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3　市町村は、第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。

4　市町村は、第 1 項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で

定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。
5　市町村は、第 1 項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
6　第 1 項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。
7　第1項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

標準処理期間	30 日

備考
標準処理期間については、第 20 条第 6 項の規定による。

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-10
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	教育・保育給付認定の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 23 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 23 条の規定による。

【根拠条文】

(教育・保育給付認定の変更)

第 23 条　教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。

2　市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3　第 20 条第 2 項、第 3 項、第 4 項前段及び第 5 項から第 7 項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下「満 3 歳未満保育認定子ども」という。)が満 3 歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5　第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の

認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 6　市町村は、第 2 項又は第 4 項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考 標準処理期間については、第 20 条第 6 項の規定による。

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-11
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	施設等利用給付認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 30 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 30 条の 4 及び第 30 条の 5 の規定による。

【根拠条文】

(支給要件)

第 30 条の 4　子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども(保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費(第 28 条第 1 項第 3 号に係るものを除く。次条第 7 項において同じ。)、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第 7 条第 10 項第 4 号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第 58 条の 3 において同じ。)の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

(1) 満 3 歳以上の小学校就学前子ども(次号及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)

(2) 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前子どもであって、第 19 条第 2 号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(3) 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある小学校就学前子どもであって、第 19 条第 2 号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度(政令で定める場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下この号に

おいて同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第７項第２号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

（市町村の認定等）

第30条の５　前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

２　前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

３　市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。

４　市町村は、第１項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

５　第１項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

６　第１項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

７　次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第１項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

（1）　第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満３歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付

認定保護者　前条第２号に掲げる小学校就学前子ども （2） 第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものに限る。）又は満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。） 前条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考 標準処理期間については、第 30 条の 5 第 5 項の規定による。	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-12
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	施設等利用給付認定の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 30 条の 8 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 30 条の 8 の規定による。

【根拠条文】

(施設等利用給付認定の変更)

第 30 条の 8　施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という。)の該当する第 30 条の 4 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

2　市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

3　第 30 条の 5 第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第 30 条の 4 第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等(第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

5　第 30 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考 標準処理期間については、第 30 条の 5 第 5 項の規定による。

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-13
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定教育・保育施設の確認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 31 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 31 条の規定による。

【根拠条文】

(特定教育・保育施設の確認)

第 31 条　第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。第 58 条の 9 第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 65 条第 4 号及び第 5 号並びに附則第 7 条において同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。第 58 条の 4 第 1 項第 1 号、第 58 条の 9 第 2 項並びに第 65 条第 3 号及び第 4 号において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(1) 認定こども園　第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園　第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所　第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3　市町村長は、第 1 項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-14
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定教育・保育施設の確認の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 32 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 31 条及び第 32 条の規定による。

【根拠条文】

(特定教育・保育施設の確認)

第 31 条　第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。第 58 条の 9 第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 65 条第 4 号及び第 5 号並びに附則第 7 条において同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。第 58 条の 4 第 1 項第 1 号、第 58 条の 9 第 2 項並びに第 65 条第 3 号及び第 4 号において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(1) 認定こども園　第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園　第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所　第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3　市町村長は、第 1 項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

（特定教育・保育施設の確認の変更）
第 32 条　特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員をいう。第 34 条第 3 項第 1 号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第 27 条第 1 項の確認の変更を申請することができる。
2　前条第 3 項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
3　市町村長は、前項の規定により前条第 3 項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-15
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定地域型保育事業者の確認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 43 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 43 条の規定による。

【根拠条文】

(特定地域型保育事業者の確認)

第 43 条　第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

2　市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-16
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定地域型保育事業者の確認の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 44 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 44 条の規定による。

【根拠条文】

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第 44 条　特定地域型保育事業者は、利用定員(第 29 条第 1 項の確認において定められた利用定員をいう。第 46 条第 3 項第 1 号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第 1 項の確認の変更を申請することができる。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-17
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	特定子ども・子育て支援施設等の確認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法 第 58 条の 2
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 65 号

【基準】

第 58 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(特定子ども・子育て支援施設等の確認)

第 58 条の 2　第 30 条の 11 第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-18
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	支給認定証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	子ども・子育て支援法施行規則 第 16 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 26 年内閣府令第 44 号

【基準】

第 16 条の規定による。

【根拠条文】

(支給認定証の再交付)

第 16 条　市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った教育・保育給付認定保護者から、教育・保育給付認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。

2　前項の申請をしようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

(1)　当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地)

(2)　当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との続柄

(3)　申請の理由

3　支給認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その支給認定証を添付しなければならない。

4　支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

標 準 処 理 期 間	5 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-19
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 34 条の 15 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 34 条の 15 の規定による。

【根拠条文】

第 34 条の 15　市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2　国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3　市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があったときは、次条第 1 項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第 4 号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。

(1)　当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。

(2)　当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第 35 条第 5 項第 2 号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。

(3)　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(4)　次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せら

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第 58 条第 2 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第 35 条第 5 項第 4 号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業を行う者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が 2 分の 1 を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が 2 分の 1 を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が 2 分の 1 を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第 35 条第 5 項第 4 号ホにおいて同じ。）が、第 58 条第 2 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第4号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育

提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第 2 項の認可をしないことができる。 6　市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する第 2 項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。 7　国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-20
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 34 条の 15 第 7 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 34 条の 15 の規定による。

【根拠条文】

第 34 条の 15　市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2　国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3　市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があったときは、次条第 1 項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第 4 号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。

(1)　当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。

(2)　当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第 35 条第 5 項第 2 号において同じ。)とする。)が社会的信望を有すること。

(3)　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(4)　次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せら

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第 58 条第 2 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第 35 条第 5 項第 4 号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業を行う者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が 2 分の 1 を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が 2 分の 1 を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が 2 分の 1 を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第 35 条第 5 項第 4 号ホにおいて同じ。）が、第 58 条第 2 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第4号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育

提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第 2 項の認可をしないことができる。 6　市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する第 2 項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。 7　国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-21
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	公私連携保育法人の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	児童福祉法 第 56 条の 8 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 164 号

【基準】

第 56 条の 8 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

第 56 条の 8　市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携保育法人」という。）として指定することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	6-22
担 当 部 署	こども未来部 保育課
電 話 番 号	0771-25-5028

処 分 の 概 要	公私連携法人の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第 34 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年法律第 77 号

【基準】

第 34 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)

第 34 条　市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る。)を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という。)として指定することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-1
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	組合設立の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第 36 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 37 年法律第 141 号

【基準】

第 36 条の規定による。

【根拠条文】

(設立の認可)

第 36 条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。

2　行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第 6 条及び第 9 条又は第 11 条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。

3　行政庁は、第 1 項の規定による認可の申請があったときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-2
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	総会招集の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第 59 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 37 年法律第 141 号

【基準】

第 59 条の規定による。

【根拠条文】

第 59 条　前条第 2 項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から 10 日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得たときも、同様とする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-3
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	定款の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第 62 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 37 年法律第 141 号

【基準】

第 62 条の規定による。

【根拠条文】

(総会の議決事項)

第 62 条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更又は廃止

(3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

(4) 経費の賦課及び徴収の方法

(5) その他定款で定める事項

2　定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可については、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

4　第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-4
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	余裕金運用の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第 67 条の 2 ただし書
法 令 (例 規) 番 号	昭和 37 年法律第 141 号

【基準】

第 67 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(余裕金運用の制限)

第 67 条の 2　組合員(連合会にあっては、会員たる組合の組合員)の総数が第 44 条第 5 項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託

(2) 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-5
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	合併の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	商店街振興組合法 第 73 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 37 年法律第 141 号

【基準】

第 73 条の規定による。

【根拠条文】

(合併の手続)

第 73 条　組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2　組合の合併については、第 66 条並びに第 67 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

3　合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　前項の認可については、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-6
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	商店街整備計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法 第 4 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 101 号

【基準】

第 4 条第 1 項及び中小小売商業振興法施行令第 2 条の規定による。

【根拠条文】

(高度化事業計画の認定等)

第 4 条　商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 9 条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

中小小売商業振興法施行令

(商店街整備計画の認定の基準)

第 2 条　法第 4 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

(2) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の 3 分の 2 以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であって、法第 2 条第 1 項第 2 号の 2 又は第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

(3) 法第 4 条第 7 項第 1 号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。

（4） 法第 4 条第 7 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 （5） 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあっては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が 3 分の 2 以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の 2 分の 1 以上（経済産業省令で定める場合にあっては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者）が当該事業に参加すること。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-7
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	店舗集団化計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法 第 4 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 101 号

【基準】

第 4 条第 2 項及び中小小売商業振興法施行令第 3 条の規定による。

【根拠条文】

(高度化事業計画の認定等)

第 4 条

2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。)について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

中小小売商業振興法施行令

(店舗集団化計画の認定の基準)

第 3 条 法第 4 条第 2 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(次号及び第 5 号において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

(2) 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の 3 分の 2 以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

(3) 法第 4 条第 7 項第 1 号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。

(4) 法第 4 条第 7 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(5) 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。

標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-8
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	共同店舗等整備計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法 第 4 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 101 号

【基準】

第 4 条第 3 項及び中小小売商業振興法施行令第 4 条の規定による。

【根拠条文】

(高度化事業計画の認定等)

第 4 条

3 第 1 号又は第 2 号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第 3 号に掲げる中小小売商業者は、当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第 4 号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(1) 事業協同組合又は事業協同小組合中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備(以下この項及び第 8 項において「共同店舗等」という。)の設置の事業

(2) 協業組合組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備(次号において「店舗等」という。)の設置の事業

(3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者次に掲げる事業

イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続する会社を含む。)の店舗等の設置の事業

ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

（4） 2 以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

中小小売商業振興法施行令
（共同店舗等整備計画の認定の基準）
第 4 条 法第 4 条第 3 項の政令で定める基準は、同項第 1 号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
（1） 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
（2） 当該組合の組合員の 3 分の 2 以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
（3） 法第 4 条第 7 項第 1 号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
（4） 法第 4 条第 7 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
（5） 当該組合の組合員であって中小小売商業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。
（6） 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。
2 法第 4 条第 3 項の政令で定める基準は、同項第 2 号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
（1） 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
（2） 当該組合が中小小売商業者であること。
（3） 法第 4 条第 7 項第 1 号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
（4） 法第 4 条第 7 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
（5） 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
（6） 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第 6 号の経済産業省令で定める面積以上であること。
3 法第 4 条第 3 項の政令で定める基準は、同項第 3 号に掲げる中小小売商業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第 4 号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
（1） 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。
（2） 出資により設立される会社又は法第 4 条第 3 項第 4 号に掲げる会社にあっては、中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が 10 分の 7 以上であること。

（3） 法第 4 条第 7 項第 1 号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。 （4） 法第 4 条第 7 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 （5） 法第 4 条第 3 項第 3 号イに定める事業にあっては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。 （6） 法第 4 条第 3 項第 3 号ロに定める事業又は同項第 4 号に定める事業にあっては、当該共同店舗が主として同項第 3 号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売商業者又は同項第 4 号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。 （7） 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第 1 項第 6 号の経済産業省令で定める面積以上であること。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-9
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	商店街整備等支援計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法 第４条第６項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 101 号

【基準】

第４条第６項並びに中小小売商業振興法施行令第７条及び第８条の規定による。

【根拠条文】

(高度化事業計画の認定等)

第４条

６　中小企業者が出資している会社であって政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

中小小売商業振興法施行令

(特定会社の要件)

第７条　法第４条第６項の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社(以下この条及び次条において「大企業者」という。)の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が２分の１未満であること(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、大企業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が２分の１未満となることが確実と認め

られること)とする。
(商店街整備等支援計画の認定の基準)
第８条 法第４条第６項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
(1) 法第４条第７項第１号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
(2) 法第４条第７項第２号及び第３号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
(3) 法第４条第６項の特定会社が当該事業を実施する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の３分の２以上が中小企業者であること。
ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。
ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。
(4) 共同店舗を設置する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
イ 当該共同店舗において事業を営む者の３分の２以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第４条第１項第６号の経済産業省令で定める面積以上であること。

標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-10
担 当 部 署	産業観光部 商工観光課
電 話 番 号	0771-25-5033

処 分 の 概 要	高度化事業計画変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中小小売商業振興法施行令 第９条第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年政令第 286 号

【基準】

第９条第１項の規定による。

【根拠条文】

(認定計画の変更等)

第９条　法第４条第１項から第６項までの規定による認定を受けた者、同条第３項第３号イ若しくはロ若しくは第４項第２号に規定する会社又は同条第６項に規定する特定会社は、同条第１項から第６項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第２条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第４条第４項又は第５項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-11
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	市民農園の開設の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	市民農園整備促進法 第７条第１項
法 令 (例 規) 番 号	平成２年法律第 44 号

【基準】

第７条第１項の規定による。

【根拠条文】

（市民農園の開設の認定）

第７条　市民農園区域内又は市街化区域（都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域、同条第７項に規定する市街地開発事業の施行区域その他の区域で政令で定めるものを除く。）内において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出して、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-12
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	市民農園整備運営計画の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	市民農園整備促進法 第７条第５項
法 令 (例 規) 番 号	平成２年法律第 44 号

【基準】

第７条第５項の規定による。

【根拠条文】

(市民農園の開設の認定)

第７条

５ 第１項の認定を受けた者(以下「認定開設者」という。)は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-13
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	農用地の保全等に関する協定の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	集落地域整備法 第８条第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 62 年法律第 63 号

【基準】

第８条第１項の規定による。

【根拠条文】

(集落地域における農用地の保全等に関する協定)

第８条　集落農業振興地域整備計画の区域内にある相当規模の一団の農用地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(国及び地方公共団体を除く。第３項において「農用地所有者等」という。)は、当該農用地の良好な営農条件を確保するため、農用地の保全及び利用に関する協定(以下この章において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-14
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	特用林の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 10 条の 8 第 1 項第 7 号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 10 条の 8 第 1 項第 7 号の規定による。

【根拠条文】

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第 10 条の 8　森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(6) 略

(7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であって、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-15
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	自家用林の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 10 条の 8 第 1 項第 8 号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 10 条の 8 第 1 項第 8 号の規定による。

【根拠条文】

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第 10 条の 8　森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)～(7) 略

(8) 普通林であって、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-16
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	施業実施協定の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 10 条の 11 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 10 条の 11 第 1 項及び第 10 条の 11 の 4 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(施業実施協定)

第 10 条の 11　市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であって当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

(1) 地域森林計画の対象となっている森林であること。

(2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。

(施業実施協定の認可)

第 10 条の 11 の 4　市町村の長は、第 10 条の 11 第 1 項又は第 2 項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

(1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。

(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-17
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	施業実施協定の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 10 条の 11 の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 10 条の 11 の 5 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(施業実施協定の変更)

第 10 条の 11 の 5　施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-18
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	施業実施協定の廃止の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 10 条の 11 の 7 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 10 条の 11 の 7 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(施業実施協定の廃止)

第 10 条の 11 の 7　施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第 10 条の 11 第 1 項若しくは第 2 項又は第 10 条の 11 の 5 第 1 項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-19
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 10 条の 12 の 3
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 10 条の 12 の 3 の規定による。

【根拠条文】

(公告)

第 10 条の 12 の 3　市町村の長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

(2) 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨

(3) 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨

(4) 次に掲げる者は、公告の日から起算して 6 月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨

イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第 10 条の 12 の 7 第 1 項において「不確知森林共有者等」という。)

ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの

(5) その他農林水産省令で定める事項

標 準 処 理 期 間	194 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-20
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	森林経営計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 11 条第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 11 条第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(森林経営計画)

第 11 条

5　市町村の長は、第 1 項の規定による認定の請求があった場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

(1) 第 2 項第 1 号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

(2) 第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ　公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林　森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ　公益的機能別施業森林区域内に存する森林　森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

（5） 第 2 項第 4 号又は第 8 号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第 21 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当するものであること。 （6） 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第 2 項第 7 号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。 （7） 当該森林経営計画に第 3 項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。 （8） 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第 39 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。	
標 準 処 理 期 間	20 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-21
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	森林経営計画の変更認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 12 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 12 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(森林経営計画の変更)

第 12 条

2　認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

標 準 処 理 期 間	20 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-22
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	火入れの許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 21 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 21 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(火入れ)

第 21 条　森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従ってでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-23
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可
法令（例規）名 根 拠 条 項	森林法 第 49 条第 1 項
法令（例規）番号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 49 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

（立入調査等）

第49条　森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-24
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	森林病害虫等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	森林法 第 49 条第 6 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 249 号

【基準】

第 49 条第 6 項の規定による。

【根拠条文】

(立入調査等)

第 49 条

6　森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第 2 項から前項までの規定を準用する。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-25
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	鳥獣の保護の目的（傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的に限る。）で行う鳥獣の捕獲等並びに同項の規定による鳥獣の管理の目的（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に限る。）で行う鳥獣（規則で定めるものに限る。）の捕獲等及び鳥類の卵（規則で定めるものに限る。）の採取等の許可及び許可証の交付
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 9 条第 1 項及び第 7 項
法 令 （ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 88 号

【基準】

第 9 条第 1 項及び第 7 項の規定による。

【根拠条文】

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第 9 条　学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

（1） 第 28 条第 1 項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

（2） 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

（3） その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

2～6　略

7　環境大臣又は都道府県知事は、第 1 項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-26
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	従事者証の交付（当該許可に係るものに限る。）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第９条第８項
法 令 （ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 88 号

【基準】

第９条第８項の規定による。

【根拠条文】

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第９条

８　第１項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第 18 条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第 14 条の２において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第１項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-27
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	許可証又は従事者証の再交付（当該許可に係るものに限る。）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第９条第９項
法 令 （ 例 規 ） 番 号	平成 14 年法律第 88 号

【基準】

第９条第９項の規定による。

【根拠条文】

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第９条

９　第１項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第７項の許可証（以下単に「許可証」という。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-28
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	飼養の登録及び登録票の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 19 条第 1 項及び第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 14 年法律第 88 号

【基準】

第 19 条第 1 項及び第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(飼養の登録)

第 19 条　第 9 条第 1 項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第 22 条第 1 項及び第 84 条第 1 項第 7 号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第 9 条第 4 項に規定する有効期間の末日から起算して 30 日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。

3　都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-29
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	有効期間の更新
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 19 条第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 14 年法律第 88 号

【基準】

第 19 条第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(飼養の登録)

第 19 条

5　前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第 1 項の規定により登録鳥獣(第 1 項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-30
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	登録票の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 19 条第 6 項(第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)
法 令 (例 規) 番 号	平成 14 年法律第 88 号

【基準】

第 19 条第 6 項(第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による。

【根拠条文】

(飼養の登録)

第 19 条

6　登録鳥獣を飼養している者は、その者が第 3 項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

(登録票の返納等)

第 21 条

2　第 19 条第 6 項の規定は、盗難その他の事由により登録鳥獣を亡失したことによって前項第 1 号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を都道府県知事に返納した後において当該登録鳥獣を発見し、又は回復したときについて準用する。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-31
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	販売の許可及び販売許可証の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 24 条第 1 項及び第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 14 年法律第 88 号

【基準】

第 24 条第 1 項及び第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(販売禁止鳥獣等の販売の許可)

第 24 条　学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

5　都道府県知事は、第 1 項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-32
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	販売許可証の再交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第 24 条第 6 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 14 年法律第 88 号

【基準】

第 24 条第 6 項の規定による。

【根拠条文】

(販売禁止鳥獣等の販売の許可)

第 24 条

6　第 1 項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-33
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	農業経営の改善及び安定のための計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第５条
法 令 (例 規) 番 号	平成５年法律第 72 号

【基準】

第５条の規定による。

【根拠条文】

(農業経営の改善及び安定のための計画の認定)

第５条　基盤整備計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設(農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員(以下「参加構成員」という。)の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-34
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第７条
法 令 (例 規) 番 号	平成５年法律第 72 号

【基準】

第７条の規定による。

【根拠条文】

(農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定)

第７条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-35
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5094

処 分 の 概 要	土地への立入等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第 25 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 41 年法律第 126 号

【基準】

第 25 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(測量、実地調査及び簿書の閲覧等)

第 25 条

2　前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-36
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	事業計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第７条第５項
法 令 (例 規) 番 号	平成 26 年法律第 78 号

【基準】

第７条第５項の規定による。

【根拠条文】

(事業計画の認定)

第７条

５ 特定市町村は、第１項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。

(2) 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。

(3) 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に二以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-37
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	事業計画の変更認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第８条第１項
法 令 (例 規) 番 号	平成 26 年法律第 78 号

【基準】

第８条第１項の規定による。

【根拠条文】

(事業計画の変更等)

第８条　前条第１項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	10 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-38
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	農業経営改善計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第 12 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 55 年法律第 65 号

【基準】

第 12 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(農業経営改善計画の認定等)

第 12 条　第 6 条第 5 項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-39
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	農業経営改善計画の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第 13 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 55 年法律第 65 号

【基準】

第 13 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(農業経営改善計画の変更等)

第 13 条　前条第 1 項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-40
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	青年等就農計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第 14 条の 4 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 55 年法律第 65 号

【基準】

第 14 条の 4 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(青年等就農計画の認定)

第 14 条の 4　同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第 1 号において「既に農業経営を開始した青年等」という。)を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-41
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	青年等就農計画の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第 14 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 55 年法律第 65 号

【基準】

第 14 条の 5 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(青年等就農計画の変更等)

第 14 条の 5　前条第 1 項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-42
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	農用地利用規程の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第 23 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 55 年法律第 65 号

【基準】

第 23 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(農用地利用規程)

第 23 条　農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であって、第 6 条第 2 項第 6 号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の 3 分の 2 以上が構成員となっているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-43
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	農用地利用規程の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第 24 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 55 年法律第 65 号

【基準】

第 24 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(農用地利用規程の変更等)

第 24 条　認定団体は、前条第 1 項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-44
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5036

処 分 の 概 要	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法施行令 第 12 条ただし書
法 令 (例 規) 番 号	昭和 55 年政令第 219 号

【基準】

第 12 条ただし書の規定による。

【根拠条文】

(特定農用地利用規程の有効期間)

第 12 条　特定農用地利用規程の有効期間は、法第 23 条第 1 項の認定を受けた日から起算して 5 年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を 5 年を超えない範囲内で延長することができる。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-45
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	施設の配置に関する協定の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業振興地域の整備に関する法律 第 18 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 58 号

【基準】

第 18 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(協定の締結等)

第 18 条の 2　農用地利用計画において第 3 条第 4 号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上権又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第 18 条の 11 までにおいて「協定」という。)を締結することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-46
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	施設の維持運営に関する協定の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業振興地域の整備に関する法律 第 18 条の 12 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 58 号

【基準】

第 18 条の 12 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(施設の維持運営に関する協定の締結等)

第18条の12　農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第８条第２項第２号に掲げる事項に係る施設又は同項第４号若しくは第６号に規定する施設であって、農業用用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	7-47
担 当 部 署	産業観光部 農林振興課
電 話 番 号	0771-25-5035

処 分 の 概 要	経営改善計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第２条の５
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 182 号

【基準】

第２条の５の規定による。

【根拠条文】

（経営改善計画）

第２条の５　市町村計画を作成した市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から農林水産省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-1
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観重要建造物の現状変更の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 22 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(現状変更の規制)

第 22 条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-2
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観重要樹木の現状変更の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 31 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 31 条の規定による。

【根拠条文】

(現状変更の規制)

第 31 条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　第 22 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 3 項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-3
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	管理協定の締結の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 36 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 36 条第 3 項及び第 38 条の規定による。

【根拠条文】

(管理協定の締結等)

第 36 条

3　景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(管理協定の認可)

第 38 条　景観行政団体の長は、第 36 条第 3 項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

(1) 申請手続が法令に違反しないこと。

(2) 管理協定の内容が、第 36 条第 2 項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-4
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	管理協定の変更の認可（第 36 条第 3 項の準用）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 40 条において準用する第 36 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 40 条において準用する第 36 条第 3 項及び第 38 条の規定による。

【根拠条文】

（管理協定の変更）

第 40 条　第 36 条第 2 項及び第 3 項並びに前 3 条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

（管理協定の締結等）

第 36 条

3　景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（管理協定の認可）

第 38 条　景観行政団体の長は、第 36 条第 3 項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　管理協定の内容が、第 36 条第 2 項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針（平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省）参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-5
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観地区内の建築物計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 63 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 62 条、第 63 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(建築物の形態意匠の制限)

第 62 条　景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

(計画の認定)

第 63 条　景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

2　市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から 30 日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-6
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 77 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 77 条第 3 項及び第 4 項の規定による。

【根拠条文】

(仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和)

第 77 条

3　前 2 項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後 3 月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。

4　市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、2 年以内の期間を限って、その許可をすることができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-7
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観協定の締結の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 81 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 81 条第 4 項及び第 83 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(景観協定の締結等)

第 81 条

4　景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(景観協定の認可)

第 83 条　景観行政団体の長は、第 81 条第 4 項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第 81 条第 2 項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-8
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観協定の変更の認可（第 83 条第 1 項の準用）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 84 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する第 83 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 84 条及び同条第 2 項において準用する第 83 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

（景観協定の変更）

第 84 条　景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2　前 2 条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（景観協定の認可）

第 83 条　景観行政団体の長は、第 81 条第 4 項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

（1）　申請手続が法令に違反しないこと。

（2）　土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

（3）　第 81 条第 2 項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針（平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省）参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-9
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観協定の廃止の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 88 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 88 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(景観協定の廃止)

第 88 条　景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第 81 条第 4 項又は第 84 条第 1 項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-10
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	一の所有者による景観協定の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 90 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 90 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(一の所有者による景観協定の設定)

第 90 条　景観計画区域内の一団の土地(第 81 条第 1 項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

2　景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第 83 条第 1 項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-11
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	景観整備機構の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	景観法 第 92 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 16 年法律第 110 号

【基準】

第 92 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定)

第 92 条　景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

景観法運用指針(平成 16 年 12 月国土交通省・農林水産省・環境省)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-12
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	生産緑地地区内の行為の制限に対する許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	生産緑地法 第８条第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 49 年法律第 68 号

【基準】

第８条第１項及び第２項の規定による。

【根拠条文】

(生産緑地地区内における行為の制限)

第８条　生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

(3) 水面の埋立て又は干拓

２　市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。

(1) 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの

イ　農産物、林産物又は水産物(以下この項において「農産物等」という。)の生産又は集荷の用に供する施設

ロ　農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

ハ　農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

ニ　農林漁業に従事する者の休憩施設

(2) 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準

に適合するもの イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設 ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設 (3) 前2号に掲げるもののほか、政令で定める施設

標準処理期間	30日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-13
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	歴史的風致維持向上支援法人の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 第 34 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 20 年法律第 40 号

【基準】

第 34 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(歴史的風致維持向上支援法人の指定)

第 34 条　市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-14
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 第 21 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 4 年法律第 76 号

【基準】

第 21 条の規定による。

【根拠条文】

(建築行為等の制限等)

第 21 条　拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ 主として第 19 条第 1 項第 1 号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う 2 ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの

ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条第 4 項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第 3 項第 2

号に該当する土地の形質の変更
（2） 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
イ 前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築
ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
（1） 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。
（2） 主要構造部（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
（3） 容易に移転し、又は除却することができること。
（4） 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
ハ 次条第 4 項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第 3 項第 1 号に該当する建築物の新築、改築又は増築
3 第 1 項の規定は、土地区画整理法第 76 条第 1 項各号に掲げる公告があった日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。
4 都市計画法第 53 条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、拠点整備促進区域内においては、適用しない。
5 第 1 項の許可には、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
6 都道府県知事等は、第 1 項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
7 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
8 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示

しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-15
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 26 条第 1 項及び第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 26 条の規定による。

【根拠条文】

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第 26 条　前条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の 3 日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第 1 項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前 2 項の規定

にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-16
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	開発行為の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 29 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 29 条の規定による。

【根拠条文】

(開発行為の許可)

第 29 条　都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

(2) 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

(3) 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(4) 都市計画事業の施行として行う開発行為

(5) 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

(6) 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

(7) 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
(8) 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
(9) 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項の免許を受けた埋立地であって、まだ同法第 22 条第 2 項の告示がないものにおいて行う開発行為
(10) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
(11) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
(1) 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
(2) 前項第 3 号、第 4 号及び第 9 号から第 11 号までに掲げる開発行為
3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち 2 以上の区域にわたる場合における第 1 項第 1 号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

標準処理期間	30 日

備考
都市再生特別措置法第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされるもの

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-17
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	開発行為の変更許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 35 条の 2
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 35 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(変更の許可等)

第 35 条の 2　開発許可を受けた者は、第 30 条第 1 項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第 29 条第 1 項の許可に係るものにあっては同項各号に掲げる開発行為、同条第 2 項の許可に係るものにあっては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再生特別措置法第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされるもの

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-18
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	開発行為の工事完了検査
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 36 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 36 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(工事完了の検査)

第 36 条　開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。)内における同法第 73 条第 1 項に規定する特定開発行為(同条第 4 項各号に掲げる行為を除く。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第 4 項第 1 号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが同法第 52 条第 2 項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考 都市再生特別措置法第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされるもの

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-19
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 37 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 37 条の規定による。

【根拠条文】

(建築制限等)

第 37 条　開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

(2) 第 33 条第 1 項第 14 号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再生特別措置法第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされるもの

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-20
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	建築物の建蔽率等の指定の特例許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 41 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 41 条の規定による。

【根拠条文】

(建築物の建蔽率等の指定)

第 41 条　都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

2　前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再生特別措置法第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされるもの

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-21
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 42 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 42 条の規定による。

【根拠条文】

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)

第 42 条　何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第 36 条第 3 項の公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第 88 条第 2 項の政令で指定する工作物に該当するものにあっては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

2　国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、前項ただし書の規定による許可があったものとみなす。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再生特別措置法第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされるもの

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-22
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 43 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 43 条の規定による。

【根拠条文】

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第 43 条　何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第 29 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第 2 号若しくは第 3 号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

(1) 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(3) 仮設建築物の新築

(4) 第 29 条第 1 項第 9 号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

(5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2　前項の規定による許可の基準は、第 33 条及び第 34 条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

3　国又は都道府県等が行う第 1 項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一

種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があったものとみなす。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再生特別措置法第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされるもの

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-23
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	開発許可に基づく地位の承継の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 45 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 45 条の規定による。

【根拠条文】

第 45 条　開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再生特別措置法第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされるもの

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-24
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 52 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 52 条の規定による。

【根拠条文】

第 52 条　田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2 市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

(1) 土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの

(2) 建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するものイ前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設ロ建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のものの建築又は建設

(3) 前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの(堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するもの

に限る。） 3　国又は地方公共団体が行う行為については、第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-25
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 52 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 52 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(建築等の制限)

第 52 条の 2　市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもって、前項の規定による許可があったものとみなす。

3　第 1 項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第 20 条第 1 項の規定による告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-26
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	都市計画施設等の区域内における建築の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 53 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 53 条から第 55 条までの規定による。

【根拠条文】

(建築の許可)

第 53 条　都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 政令で定める軽易な行為

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(4) 第 11 条第 3 項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であって、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの

(5) 第 12 条の 11 に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であって、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2　第 52 条の 2 第 2 項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3　第 1 項の規定は、第 65 条第 1 項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)

第 54 条　都道府県知事等は、前条第 1 項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

(1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
(2) 当該建築が、第 11 条第 3 項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
(3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
イ 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。
ロ 主要構造部(建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その他これらに類する構造であること。
(許可の基準の特例等)
第 55 条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第 57 条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第 53 条第 1 項の許可をしないことができる。ただし、次条第 2 項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における建築物の建築については、この限りでない。
2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第 1 項の規定による土地の買取りの申出及び第 57 条第 2 項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第 1 項の規定による土地の買取りの申出及び第 57 条第 2 項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。
4 都道府県知事等は、第 1 項の規定による土地の指定をするとき、又は第 2 項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第 1 項の規定による土地の買取りの申出及び第 57 条第 2 項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-27
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可（第 52 条の 2 第 1 項の準用）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 57 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 57 条の 3 第 1 項において準用する第 52 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

（建築等の制限）

第 57 条の 3　施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設については、第 52 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

（建築等の制限）

第 52 条の 2　市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

（1）通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（2）非常災害のため必要な応急措置として行う行為

（3）都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもって、前項の規定による許可があったものとみなす。

3　第 1 項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第 20 条第 1 項の規定による告示があった後は、当該告示に係る土地

の区域内においては、適用しない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-28
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	施行の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 59 条第 1 項及び第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 59 条第 1 項及び第 4 項の規定による。

【根拠条文】

(施行者)

第 59 条都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第 1 号法定受託事務として施行する場合にあっては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-29
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	事業計画の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 63 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 63 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(事業計画の変更)

第 63 条　第 60 条第 1 項第 3 号の事業計画を変更しようとする者は、国の機関にあっては国土交通大臣の承認を、都道府県及び第 1 号法定受託事務として施行する市町村にあっては国土交通大臣の認可を、その他の者にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について国土交通省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-30
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	承継の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 64 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 64 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(認可に基づく地位の承継)

第 64 条　第 59 条第 4 項の認可に基づく地位は、相続その他の一般承継による場合のほか、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて承継することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-31
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 65 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 65 条の規定による。

【根拠条文】

(建築等の制限)

第 65 条　第 62 条第 1 項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第 63 条第 2 項において準用する第 62 条第 1 項の規定による告示があった後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事等は、前項の許可の申請があった場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3　第 52 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による許可について準用する。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-32
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	都市計画協力団体の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市計画法 第 75 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 43 年法律第 100 号

【基準】

第 75 条の 5 第 1 項及び第 75 条の 6 の規定による。

【根拠条文】

(都市計画協力団体の指定)

第 75 条の 5　市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(都市計画協力団体の業務)

第 75 条の 6　都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力を行うこと。

(2)　土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。

(3)　都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4)　都市計画に関する調査研究を行うこと。

（5） 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 （6） 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-33
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	市街地再開発促進区域内における建築の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第７条の４第１項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第７条の４の規定による。

【根拠条文】

(建築の許可)

第７条の４　市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第 59 条第１項第１号に該当する建築物(同項第２号又は第３号に該当する建築物を除く。)、同法第 60 条の２第１項第１号に該当する建築物(同項第２号又は第３号に該当する建築物を除く。)又は同法第 60 条の３第１項第１号に該当する建築物(同項第２号又は第３号に該当する建築物を除く。)の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条から第７条の６まで及び第 141 条の２第１号において「建築許可権者」という。)の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

２　建築許可権者は、前項の許可の申請があった場合において、当該建築が第７条の６第４項の規定により買い取らない旨の通知があった土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。

３　第１項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第 20 条第１項(同法第 21 条第２項において準用する場合を含む。)の規定による告示又は第 60 条第２項第１号の公告があった後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。

標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-34
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	測量及び調査のための土地の立入りの許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 60 条第 1 項ただし書
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 60 条第 1 項ただし書の規定による。

【根拠条文】

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第 60 条　施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあっては、あらかじめ、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第 62 条第 1 項及び第 142 条第 1 号において「立入許可権者」という。)の許可を受けた場合に限る。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-35
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 61 条第 1 項及び第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 61 条の規定による。

【根拠条文】

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第 61 条　前条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内において施行者(第 2 条の 2 第 4 項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第 2 条の 2 第 4 項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあっては、当該市の長。以下この項、次条第 2 項及び第 142 条第 3 号において「試掘等許可権者」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の 3 日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。 都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照	
標準処理期間	30日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-36
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	建築行為等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 66 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 66 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(建築行為等の制限)

第 66 条　第 60 条第 2 項各号に掲げる公告があった後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第 2 条の 2 第 4 項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあっては、当該市の長。以下この条、第 98 条及び第 141 条の 2 第 2 号において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-37
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	土地の形質の変更等の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 66 条第 7 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 66 条第 7 項の規定による。

【根拠条文】

(建築行為等の制限)

第 66 条

7　第 60 条第 2 項各号に掲げる公告があった後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置(以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。)がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があった場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-38
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	施行地区内の権利の処分の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 70 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 70 条第 1 項から第 3 項までの規定による。

【根拠条文】

(権利変換手続開始の登記)

第 70 条　施行者は、第 60 条第 2 項各号に掲げる公告があったときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2　前項の登記があった後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

3　施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成 10 年 7 月 7 日建設省都再発第 75 号・建設省住街発第 73 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-39
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	建築計画変更の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 99 条の 7
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 99 条の 7 の規定による。

【根拠条文】

(建築計画の変更)

第 99 条の 7　特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成 10 年 7 月 7 日建設省都再発第 75 号・建設省住街発第 73 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-40
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	債務の弁済に関する計画の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 117 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 117 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(事業代行終了の公告等)

第 117 条　事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがなくなったとき、又は第 101 条第 1 項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあっては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあってはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。

3　個人施行者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であった者の承認を求めなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成 10 年 7 月 7 日建設省都再発第 75 号・建設省住街発第 73 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-41
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	施行地区内の土地等の処分の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 118 条の 3 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 118 条の 3 の規定による。

【根拠条文】

(譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限)

第 118 条の 3　譲受け希望の申出をした者(前条第 4 項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならない。

2　施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

3　前 2 項の規定は、土地収用法第 45 条の 2 に規定する裁決手続開始の登記があった後における当該登記に係る宅地については、適用しない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成 10 年 7 月 7 日建設省都再発第 75 号・建設省住街発第 73 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-42
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	譲受け希望の申出等の撤回の同意
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第 118 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 38 号

【基準】

第 118 条の 5 の規定による。

【根拠条文】

(譲受け希望の申出等の撤回)

第 118 条の 5　譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第 118 条の 2 第 1 項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者にあっては、同条第 6 項において準用する同条第 1 項の期間)が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。

2　施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならない。

3　第 118 条の 2 第 8 項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。

4　第 118 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成 10 年 7 月 7 日建設省都再発第 75 号・建設省住街発第 73 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-43
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	施行の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 4 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 4 条の規定による。

【根拠条文】

(施行の認可)

第 4 条　土地区画整理事業を第 3 条第 1 項の規定により施行しようとする者は、1 人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　第 3 条第 1 項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、前項に規定する認可をもって都市計画法第 59 条第 4 項に規定する認可とみなす。ただし、同法第 79 条、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 89 条第 1 項の規定の適用については、この限りでない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-44
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	規準及び規約並びに事業計画の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 10 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 10 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第10条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第 7 条の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第 8 条の規定は事業計画の変更についての認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第 1 項に規定する認可の申請があった場合及びその認可をした場合について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第 3 項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第 5 項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもって」と読み替えるものとする。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-45
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	規約の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 11 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 11 条第 4 項の規定による。

【根拠条文】

(施行者の変動)

第 11 条

4　1 人で施行する土地区画整理事業において、前 3 項の規定により施行者が数人となった場合においては、その土地区画整理事業は、第 3 条第 1 項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第 4 条第 1 項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-46
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	廃止及び終了の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 13 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 13 条の規定による。

【根拠条文】

(土地区画整理事業の廃止又は終了)

第 13 条　個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　都道府県知事は、第 6 条第 2 項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第 85 条の 2 第 5 項の規定により指定された宅地についての第 117 条の 2 第 1 項に規定する指定期間(第 85 条の 2 第 5 項の規定により指定された宅地についての指定期間の終期が異なる場合においては、その終期の最も遅いもの。以下この項、第 45 条第 3 項及び第 51 条の 13 第 2 項において同じ。)を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることができる。

3　個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

4　第 9 条第 3 項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第 5 項の規定は、第 1 項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第 5 項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又

は終了をもって」と読み替えるものとする。	
標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-47
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	設立の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 14 条第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(設立の認可)

第 14 条　第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合(以下「組合」という。)を設立しようとする者は、7 人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立って組合を設立する必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、7 人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-48
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	事業計画の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 14 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 14 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(設立の認可)

第 14 条

3　前項の規定により設立された組合は、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

4　組合が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、第 1 項又は前項に規定する認可をもって都市計画法第 59 条第 4 項に規定する認可とみなす。第 4 条第 2 項ただし書の規定は、この場合に準用する。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-49
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	定款並びに事業計画及び事業基本方針の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 39 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 39 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第 39 条　組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-50
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	解散の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 45 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 45 条の規定による。

【根拠条文】

(解散)

第 45 条　組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。

(1) 設立についての認可の取消

(2) 総会の議決

(3) 定款で定めた解散事由の発生

(4) 事業の完成又はその完成の不能

(5) 合併

(6) 事業の引継

2　組合は、前項第 2 号から第 4 号までの 1 に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

3　都道府県知事は、第 16 条第 1 項において準用する第 6 条第 2 項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第 85 条の 2 第 5 項の規定により指定された宅地についての第 117 条の 2 第 1 項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定する認可(事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散についての認可を除く。)をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においてもその認可をすることができる。

4 組合は、第１項第２号から第４号までの１に掲げる事由に因り解散しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。
5 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消した場合又は第２項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

標準処理期間	60日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-51
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	決算報告書の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 49 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 49 条の規定による。

【根拠条文】

(決算報告)

第 49 条　清算人は、清算事務が終った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-52
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	施行の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 51 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 51 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(施行の認可)

第 51 条の 2　土地区画整理事業を第 3 条第 3 項の規定により施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の申請は、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-53
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	規準及び事業計画の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 51 条の 10 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 51 条の 10 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(規準又は事業計画の変更)

第 51 条の 10　区画整理会社は、規準又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-54
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	譲渡及び譲受けの認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 51 条の 11 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 51 条の 11 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(区画整理会社の合併又は事業の譲渡等)

第 51 条の 11　区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-55
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	廃止及び終了の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 51 条の 13 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 51 条の 13 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(土地区画整理事業の廃止又は終了)

第 51 条の 13　区画整理会社は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-56
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	測量又は調査のための土地の立入り等の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 72 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 72 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第 72 条　国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長(以下「機構理事長等」という。)は、第 3 条第 4 項若しくは第 5 項、第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第 3 条第 1 項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第 3 項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-57
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	障害物の伐除の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 72 条第 6 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 72 条第 6 項の規定による。

【根拠条文】

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第 72 条

6　第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じた者又は委任した者を含む。)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-58
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5047

処 分 の 概 要	公告後における建築行為等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 76 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 76 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(建築行為等の制限)

第 76 条　次に掲げる公告があった日後、第 103 条第 4 項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあっては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあっては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第 3 条第 4 項の規定により施行する土地区画整理事業にあっては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあっては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあっては、第 21 条第 3 項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあっては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第 3 条第 4 項又は第 5 項の規定により施行する土地区画整理事業にあっては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

(5) 機構等が第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定により施行する土地区画整理事業にあっ

ては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考 以下の期間については、標準処理期間に含まれておりませんので、御注意ください。 (1)申請の不備又は補正に要する期間、(2)他法令の許認可等を必要とする申請であって、当該許認可等と同時に行う際に要する期間、(3)その他覚書締結時に事業者の押印に要する期間	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-59
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	土地の形質の変更等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 76 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 76 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(建築行為等の制限)

第 76 条　次に掲げる公告があった日後、第 103 条第 4 項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあっては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあっては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第 3 条第 4 項の規定により施行する土地区画整理事業にあっては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあっては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあっては、第 21 条第 3 項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあっては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第 3 条第 4 項又は第 5 項の規定により施行する土地区画整理事業にあっては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

(5) 機構等が第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定により施行する土地区画整理事業にあっ

ては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告	
標 準 処 理 期 間	15 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-60
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	建築物等の移転又は除去の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 77 条第 8 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 77 条第 8 項の規定による。

【根拠条文】

(建築物等の移転及び除却)

第 77 条

8　施行者は、第 2 項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第 4 項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-61
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	移転、除去の際の建築物等の使用許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 77 条第 9 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 77 条第 9 項の規定による。

【根拠条文】

(建築物等の移転及び除却)

第 77 条

9　前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-62
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 85 条の 2 第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 85 条の 2 第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(住宅先行建設区への換地の申出等)

第 85 条の 2

5　施行者は、第 1 項の規定による申出があった場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

(1)　当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。

(2)　当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

(3)　当該申出に係る宅地についての換地に、第 117 条の 2 第 1 項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従って住宅が建設されることが確実であると見込まれること。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-63
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 85 条の 3 第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 85 条の 3 第 4 項の規定による。

【根拠条文】

(市街地再開発事業区への換地の申出等)

第 85 条の 3

4 施行者は、第 1 項の規定による申出があった場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第 1 号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第 2 号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

(1) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合

(2) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-64
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 85 条の 4 第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 85 条の 4 第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(高度利用推進区への換地の申出等)

第 85 条の 4

5 施行者は、第 1 項又は第 2 項の規定による申出があった場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第 1 号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地として指定し、第 2 号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

(1) 換地計画において、第 1 項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第 2 項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合

(2) 換地計画において、第 1 項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第 2 項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-65
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	換地計画の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 86 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 86 条の規定による。

【根拠条文】

(換地計画の決定及び認可)

第 86 条　施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2　個人施行者、組合又は区画整理会社が前項の規定による認可の申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

3　施行地区が工区に分かれている場合においては、第 1 項の換地計画は、工区ごとに定めることができる。

4　都道府県知事は、第 1 項に規定する認可の申請があった場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反していること。

(2)　換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

(3)　換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。

5　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再開発法第 2 条第 3 号に規定する施行地区をいう。)が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第 1 項に規定する認可をしてはならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-66
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	換地計画の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第 97 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 29 年法律第 119 号

【基準】

第 97 条の規定による。

【根拠条文】

(換地計画の変更)

第 97 条　個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社がその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2　第 8 条の規定は換地計画を変更しようとする個人施行者について、第 86 条第 4 項及び第 5 項の規定は個人施行者から前項に規定する認可の申請があった場合について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替えるものとする。

3　第 51 条の 6 の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第 86 条第 4 項及び第 5 項の規定は個人施行者以外の施行者から第 1 項に規定する認可の申請があった場合について、第 88 条第 2 項から第 7 項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。この場合において、第 51 条の 6 中「施行地区となるべき区域」とあるのは「換地計画に係る区域」と、第 88 条第 2 項中「その換地計画」とあるのは「その換地計画の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-67
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市計画課
電 話 番 号	0771-25-5040

処 分 の 概 要	風致地区内(面積が 10 ヘクタール以上)における行為の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 第 3 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年政令第 317 号

【基準】

第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定による。

【根拠条文】

(行為の制限)

第 3 条　風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が 10 ヘクタール以上の風致地区にあっては都道府県知事(市(都の特別区を含む。以下同じ。)の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)、その他の風致地区にあっては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

(1) 建築物の建築その他工作物の建設

(2) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 木竹の伐採

(6) 土石の類の採取

(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

以下同じ。)の堆積
(8) 前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為
(許可の基準)
第 4 条 都道府県知事等又は市町村の長は、前条第 1 項各号に掲げる行為で次に定める基準(第 1 号イ、ロ若しくはハ又は第 4 号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあっては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。
(1) 建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。
イ 当該建築物の高さが 8 メートル以上 15 メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えないこと。
ロ 当該建築物の建ぺい率が 10 分の 2 以上 10 分の 4 以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。
ハ 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が 1 メートル以上 3 メートル以下の範囲内において条例で定める距離以上であること。
ニ 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
(2) 建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。
(3) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
(4) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。
イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10 パーセント以上 60 パーセント以下の範囲内において条例で定める割合以上であること。
ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
ハ 1 ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。
(1) 宅地の造成等に係る土地の地形に応じ 1・5 メートル以上 5 メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土
(2) 都市の風致の維持上特に枢要な森林で、面積が 10 ヘクタール以上の風致地区にあっては都道府県知事等、その他の風致地区にあっては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採

ニ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。 (5) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。 イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。 ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (6) 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。 (7) 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

標準処理期間	30日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-68
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	都市公園の占用許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市公園法 第 6 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 31 年法律第 79 号

【基準】

第 6 条及び第 7 条による。

【根拠条文】

(都市公園の占用の許可)

第 6 条　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3　第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあっては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4　第 1 項の規定による都市公園の占用の期間は、10 年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第 7 条　公園管理者は、前条第 1 項又は第 3 項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

(1)　電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

(2)　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

(3)　通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

（4） 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
（5） 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
（6） 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
（7） 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
2 公園管理者は、前条第 1 項又は第 3 項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-69
担 当 部 署	まちづくり推進部 都市整備課
電 話 番 号	0771-25-5071

処 分 の 概 要	都市公園の占用許可の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市公園法 第 6 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 31 年法律第 79 号

【基準】

第 6 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(都市公園の占用の許可)

第 6 条　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあっては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3　第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあっては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4　第 1 項の規定による都市公園の占用の期間は、10 年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第 7 条　公園管理者は、前条第 1 項又は第 3 項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

(1)　電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

(2)　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

(3)　通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

（4） 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
（5） 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
（6） 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
（7） 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
2 公園管理者は、前条第 1 項又は第 3 項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-70
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 20 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 20 条及び河川法施行令第 12 条の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第 20 条 河川管理者以外の者は、第 11 条、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。 河川法施行令 （河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの） 第 12 条 法第 20 条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。

標 準 処 理 期 間	60 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-71
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	流水占用の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 23 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 23 条の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(流水の占用の許可)

第 23 条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-72
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	流水の占用の登録
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 23 条の 2
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 23 条の 2、第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(流水の占用の登録)

第 23 条の 2　前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第 26 条第 1 項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第 23 条の 3　河川管理者は、前条の登録の申請があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第 12 条第 2 項の水利台帳に登録しなければならない。

（登録の拒否）

第 23 条の 4　河川管理者は、第 23 条の 2 の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

（1） 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であるとき。

（2） 申請者が第 75 条第 1 項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者であるとき。

（3） 申請者が法人又は団体であって、その役員が前 2 号のいずれかに該当する者であるとき。

（4） 第 23 条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

標 準 処 理 期 間	未設定

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-73
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	土地占用の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 24 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 24 条の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-74
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	土石等の採取の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 25 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 25 条の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(土石等の採取の許可)

第 25 条　河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-75
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	竹木の流送の許可等
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 28 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 28 条の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

第 28 条　河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあっては政令で、二級河川にあっては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

標 準 処 理 期 間	未設定

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-76
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	工作物の新築等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 26 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 26 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(工作物の新築等の許可)

第 26 条　河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-77
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	土地の掘削等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 27 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 27 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(土地の掘削等の許可)

第 27 条　河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第 1 項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-78
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川管理上支障のある行為の許可等
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 29 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 29 条第 1 項の規定による

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第 29 条 第 23 条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-79
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川管理上支障のある行為の許可等(2 級河川)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 29 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 29 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第 29 条 2　2 級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
標 準 処 理 期 間　未設定
備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-80
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	許可工作物の完成検査
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 30 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 30 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(許可工作物の使用制限)

第 30 条　第 26 条第 1 項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-81
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	許可工作物の完成前の使用の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 30 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 30 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(許可工作物の使用制限)

第 30 条 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-82
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	権利譲渡の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 34 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 34 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(権利の譲渡)

第 34 条　第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。 2　前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-83
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 43 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 43 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(流水の貯留又は取水の制限)

第 43 条　水利使用の許可を受けた者は、第 39 条の申出をした関係河川使用者に係る前条第 1 項の協議又は同条第 2 項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第 39 条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であって河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-84
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	ダム操作規程の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 47 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(ダムの操作規程)

第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

標準処理期間	未設定

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-85
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	渇水時における水利使用の特例の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 53 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 53 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(渇水時における水利使用の特例)

第 53 条の 2　水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第 23 条及び第 24 条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

河川法の一部を改正する法律等の運用について
(平成 10 年 1 月 23 日建設省河政発第 5 号・建設省河計発第 3 号・建設省河環発第 4 号・建設省河治発第 2 号・建設省河開発第 5 号)による。
2) 水利使用の特例の承認について
河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第 53 条の 2 第 1 項の承認を行うこと。
イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。
ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。
ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第 23 条及び第 24 条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。
ニ 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。

標準処理期間	未設定

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-86
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川保全区域内の行為の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 55 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 55 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川保全区域における行為の制限)

第 55 条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-87
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川予定地内の行為の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 57 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 57 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川予定地における行為の制限)

第 57 条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-88
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川保全立体区域における行為の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 58 条の 4 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 58 条の 4 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川保全立体区域における行為の制限)

第 58 条の 4　河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築、改築又は除却 (3) 載荷重が 1 平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-89
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川予定立体区域における行為の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 58 条の 6 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 58 条の 6 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川予定立体区域における行為の制限)

第 58 条の 6　河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-90
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	河川協力団体の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	河川法 第 100 条において準用する第 58 条の 8 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 39 年法律第 167 号

【基準】

第 100 条において準用する第 58 条の 8 第 1 項及び河川法施行規則第 33 条の 8 の規定による。

【根拠条文】

(この法律の規定を準用する河川)

第 100 条　一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第 16 条の 4、第 16 条の 5、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 13 条第 2 項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第 16 条の 4 第 1 項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第 2 項、第 16 条の 5 及び第 65 条の 3 第 1 項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第 16 条の 5 第 1 項、第 65 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 6 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 5 項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第 65 条の 3 第 6 項及び第 65 条の 4 第 5 項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(河川協力団体の指定)

第 58 条の 8　河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。 河川法施行規則 （河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体） 第 33 条の 8　法第 58 条の 8 第 1 項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。	
標 準 処 理 期 間	未設定
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-91
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	移動等円滑化経路協定の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 41 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年法律第 91 号

【基準】

第 41 条第 3 項及び第 43 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第 41 条

3　移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第 43 条　市町村長は、第 41 条第 3 項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

(3)　第 41 条第 2 項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-92
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	移動等円滑化経路協定の変更認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 44 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年法律第 91 号

【基準】

第 44 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(移動等円滑化経路協定の変更)

第 44 条　移動等円滑化経路協定区域内におけ土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前 2 条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-93
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	移動等円滑化経路協定の廃止認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 48 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年法律第 91 号

【基準】

第 48 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第 48 条　移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第 41 条第 3 項又は第 44 条第 1 項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-94
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 50 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年法律第 91 号

【基準】

第 50 条の規定による。

【根拠条文】

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第 50 条　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2　市町村長は、前項の認可の申請が第 43 条第 1 項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3　第 43 条第 2 項の規定は、第 1 項の認可について準用する。

4　第 1 項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して 3 年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第 43 条第 2 項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-95
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	移動等円滑化施設協定の認可（第 41 条第 3 項の準用）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 51 条の 2 第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年法律第 91 号

【基準】

第 51 条の 2 第 3 項において準用する第 41 条第 3 項及び第 43 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

第 51 条の 2

3　前章(第 41 条第 1 項及び第 2 項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第 43 条第 1 項第 3 号中「第 41 条第 2 項各号」とあるのは「第 51 条の 2 第 2 項各号」と、同条第 2 項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第 51 条の 2 第 2 項第 1 号の区域(以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。)」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第 44 条第 1 項、第 45 条、第 46 条、第 47 条第 1 項及び第 3 項、第 48 条第 1 項並びに第 50 条第 1 項及び第 4 項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第 46 条及び第 49 条中「第 41 条第 1 項」とあるのは「第 51 条の 2 第 1 項」と読み替えるものとする。

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第 41 条

3　移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第 43 条　市町村長は、第 41 条第 3 項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反しないこと。

(2)　土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

（3） 第 41 条第 2 項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。	
標 準 処 理 期 間	40 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-96
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	移動等円滑化施設協定の変更認可(第 44 条第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 51 条の 2 第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年法律第 91 号

【基準】

第 51 条の 2 第 3 項において準用する第 44 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

第 51 条の 2

3　前章(第 41 条第 1 項及び第 2 項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第 43 条第 1 項第 3 号中「第 41 条第 2 項各号」とあるのは「第 51 条の 2 第 2 項各号」と、同条第 2 項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第 51 条の 2 第 2 項第 1 号の区域(以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。)」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第 44 条第 1 項、第 45 条、第 46 条、第 47 条第 1 項及び第 3 項、第 48 条第 1 項並びに第 50 条第 1 項及び第 4 項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第 46 条及び第 49 条中「第 41 条第 1 項」とあるのは「第 51 条の 2 第 1 項」と読み替えるものとする。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第 44 条　移動等円滑化経路協定区域内における地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前 2 条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-97
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	移動等円滑化施設協定の廃止認可（第 48 条第 1 項の準用）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 51 条の 2 第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 18 年法律第 91 号

【基準】

第 51 条の 2 第 3 項において準用する第 48 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

第 51 条の 2

3　前章（第 41 条第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第 43 条第 1 項第 3 号中「第 41 条第 2 項各号」とあるのは「第 51 条の 2 第 2 項各号」と、同条第 2 項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第 51 条の 2 第 2 項第 1 号の区域（以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第 44 条第 1 項、第 45 条、第 46 条、第 47 条第 1 項及び第 3 項、第 48 条第 1 項並びに第 50 条第 1 項及び第 4 項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第 46 条及び第 49 条中「第 41 条第 1 項」とあるのは「第 51 条の 2 第 1 項」と読み替えるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第 48 条　移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第 41 条第 3 項又は第 44 条第 1 項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標 準 処 理 期 間	40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-98
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可（第 50 条の準用）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 51 条の 2 第 3 項
法 令 （ 例 規 ） 番 号	平成 18 年法律第 91 号

【基準】

第 51 条の 2 第 3 項において準用する第 50 条の規定による。

【根拠条文】

第 51 条の 2

3　前章（第 41 条第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第 43 条第 1 項第 3 号中「第 41 条第 2 項各号」とあるのは「第 51 条の 2 第 2 項各号」と、同条第 2 項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第 51 条の 2 第 2 項第 1 号の区域（以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第 44 条第 1 項、第 45 条、第 46 条、第 47 条第 1 項及び第 3 項、第 48 条第 1 項並びに第 50 条第 1 項及び第 4 項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第 46 条及び第 49 条中「第 41 条第 1 項」とあるのは「第 51 条の 2 第 1 項」と読み替えるものとする。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第 50 条　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2　市町村長は、前項の認可の申請が第 43 条第 1 項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3　第 43 条第 2 項の規定は、第 1 項の認可について準用する。
4　第 1 項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して 3 年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に 2 以上の土地所有者等が存することになった時から、第 43 条第 2 項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

標 準 処 理 期 間	40 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-99
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	特殊車両の通行認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	車両制限令 第 12 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 36 年政令第 265 号

【基準】

第 12 条の規定による。

【根拠条文】

(特殊な車両の特例)

第 12 条　幅、総重量、軸重又は輪荷重が第 3 条に規定する最高限度をこえず、かつ、第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-100
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	測量標の移転の請求（公共測量）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	測量法 第 39 条において準用する第 24 条第 1 項
法 令 （ 例 規 ） 番 号	昭和 24 年法律第 188 号

【基準】

第 39 条において準用する第 24 条の規定による。

【根拠条文】

（基本測量に関する規定の準用）

第 39 条　第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 22 条及び第 26 条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第 22 条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第 24 条第 3 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

（測量標の移転の請求）

第 24 条　基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもって、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。

2　前項の規定による請求（国又は都道府県が行うものを除く。）は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県

知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとする。 3　国土地理院の長は、第 1 項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。 4　前項の規定による永久標識又は一時標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

標 準 処 理 期 間	設定なし

備考 本件手続は国土地理院に対して行うものであるが、測量標の現状等により事務処理の内容が異なるため、予め標準処理期間の設定を行うことは困難。

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-101
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	測量標の使用の承認（公共測量）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	測量法 第 39 条において準用する第 26 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 188 号

【基準】

第 39 条において準用する第 26 条の規定による。

【根拠条文】

（基本測量に関する規定の準用）

第 39 条　第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 22 条及び第 26 条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第 22 条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第 24 条第 3 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

（測量標の使用）

第 26 条　基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

本申請は、市ではなく国土地理院に対して直接行うものである。

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-102
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	測量成果の複製の承認(公共測量)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	測量法 第 43 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 188 号

【基準】

第 43 条の規定による。

【根拠条文】

(測量成果の複製)

第 43 条　公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-103
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	測量成果の使用の承認（公共測量）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	測量法 第 44 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 188 号

【基準】

第 44 条の規定による。

【根拠条文】

（測量成果の使用）

第 44 条　公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

2　測量計画機関は、前項の承認の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

(1)　申請手続が法令に違反していること。

(2)当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

3　第 1 項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

4　公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-104
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路管理者以外の者が行う工事の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 24 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 24 条の規定による。

【根拠条文】

(道路管理者以外の者の行う工事)

第 24 条　道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項、第 17 条第 4 項若しくは第 6 項から第 8 項まで、第 19 条から第 22 条の 2 まで、第 48 条の 19 第 1 項又は第 48 条の 22 第 1 項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

道路法施行令第 3 条

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第 3 条　法第 24 条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

道路法第 24 条の承認及び第 91 条第 1 項の許可に係る審査基準について(平成 6 年 9 月 30 日建設省道政発第 49 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-105
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路の占用の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 32 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 32 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条の規定による。

【根拠条文】

(道路の占用の許可)

第 32 条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

(4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

(5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

(6) 露店、商品置場その他これらに類する施設

(7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

(2) 道路の占用の期間

(3) 道路の占用の場所

(4) 工作物、物件又は施設の構造

(5) 工事実施の方法

（6） 工事の時期
（7） 道路の復旧方法
（道路の占用の許可基準）
第 33 条 道路管理者は、道路の占用が前条第 1 項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。
2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。
（1） 前条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
（2） 前条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
（3） 前条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第 48 条の 20 第 1 項に規定する歩行者利便増進道路（第 48 条の 21 の技術的基準に適合するものに限る。第 48 条の 23 第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 48 条の 24 第 1 項並びに第 48 条の 27 第 2 項第 2 号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）
（4） 前条第 1 項第 1 号、第 5 号又は第 7 号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第 48 条の 29 の 2 第 1 項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策をいう。第 48 条の 29 の 2 第 1 項及び第 48 条の 29 の 5 第 1 項において同じ。）に資するものとして政令で定めるもの
（5） 前条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定め

る工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの （6） 前条第 1 項第 3 号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの 3　道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。 4　道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。 5　前 2 項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。 6　第 2 項の規定による許可（同項第 3 号に係るものに限る。）に係る前条第 2 項及び第 87 条第 1 項の規定の適用については、前条第 2 項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第 2 項第 3 号の措置を記載した書面を添付して、」と、第 87 条第 1 項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考 「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について（平成 11 年 7 月 26 日）建設省道利第 3 号）参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-106
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路の占用の変更の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 32 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 32 条第 3 項及び第 33 条の規定による。

【根拠条文】

(道路の占用の許可)

第 32 条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

(4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

(5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

(6) 露店、商品置場その他これらに類する施設

(7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

(2) 道路の占用の期間

(3) 道路の占用の場所

(4) 工作物、物件又は施設の構造

(5) 工事実施の方法

（6） 工事の時期
（7） 道路の復旧方法
3 第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
4 第 1 項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものである場合においては、第 2 項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
5 道路管理者は、第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
（道路の占用の許可基準）
第 33 条 道路管理者は、道路の占用が前条第 1 項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。
2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。
（1） 前条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の地域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
（2） 前条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
（3） 前条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第 48 条の 20 第 1 項に規定する歩行者利便増進道路（第 48 条の 21 の技術的基準に適合するものに限る。第 48 条の 23 第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 48 条の 24 第 1 項並びに第 48 条の 27 第 2 項第 2 号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導

区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）
（4） 前条第１項第１号、第５号又は第７号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29の２第１項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第１項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の２第１項及び第48条の29の５第１項において同じ。）に資するものとして政令で定めるもの
（5） 前条第１項第１号、第４号又は第７号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第48条の４に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
（6） 前条第１項第３号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
３ 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
４ 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
５ 前２項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
６ 第２項の規定による許可（同項第３号に係るものに限る。）に係る前条第２項及び第87条第１項の規定の適用については、前条第２項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第２項第３号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第１項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

標準処理期間	30日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-107
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	入札占用計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 39 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 39 条の 5 の規定による。

【根拠条文】

(入札占用計画の認定)

第 39 条の 5　道路管理者は、前条第 5 項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2　道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-108
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	入札占用計画の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 39 条の 6 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 39 条の 6 の規定による。

【根拠条文】

(入札占用計画の変更等)

第 39 条の 6　前条第 1 項の規定による認定を受けた者(次条において「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第 1 項の規定による変更の認定の申請があった場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第 39 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当すると認めるときは、第 1 項の規定による認定をするものとする。

4 前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による変更の認定をした場合について準用する。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-109
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	占用入札を行った場合における道路の占用の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 39 条の 7 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 39 条の 7 の規定による。

【根拠条文】

(占用入札を行った場合における道路の占用の許可)

第 39 条の 7　認定計画提出者は、第 39 条の 5 第 1 項の規定による認定を受けた入札占用計画(前条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。)に従って入札対象施設等を設置しなければならない。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可の申請があった場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 前項の規定による許可に係る第 32 条第 2 項及び第 87 条第 1 項の規定の適用については、第 32 条第 2 項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第 39 条の 3 第 2 項第 2 号の措置を記載した書面を添付して、」と、第 87 条第 1 項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

4 道路管理者が第 2 項の規定により第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第 39 条第 2 項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額(当該申し出た額が同項の条例(指定区間内の国道にあっては、同項の政令)で定める額を下回る場合にあっては、当該条例又は当該政令で定める額)とする。この場合において、同条第 1 項ただし書の規定は、適用しない。

5 第 39 条の 5 第 1 項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可の申請をすることができない。

標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-110
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	限度超過車両の通行許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 47 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 47 条の 2 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(限度超過車両の通行の許可等)

第 47 条の 2　道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第 2 項の規定又は同条第 3 項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第 1 項の政令で定める最高限度又は同条第 3 項に規定する限度を超える車両(以下「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

車両の通行の制限について(昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 96 号)

特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 97 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-111
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	自動車専用道路との連結の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 5 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(連結許可等)

第 48 条の 5　前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者(次項及び第 48 条の 7 から第 48 条の 10 までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあっては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあっては当該交差が第 48 条の 3 ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

(1) 前条第 1 号に掲げる施設当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。

(2) 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる施設政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

自動車専用道路への通路等の連結許可基準について(昭和 39 年 10 月 13 日建設省道発第 407 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-112
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	自動車専用道路との連結の変更許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 5 第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 5 第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(連結許可等)

第 48 条の 5

3　連結許可を受けた前条第 2 号から第 4 号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-113
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	歩行者利便増進計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 26 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 26 の規定による。

【根拠条文】

(歩行者利便増進計画の認定)

第 48 条の 26　道路管理者は、前条第 6 項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。

2　道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-114
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	歩行者利便増進計画の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 27 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 27 の規定による。

【根拠条文】

(歩行者利便増進計画の変更等)

第 48 条の 27　前条第 1 項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2　道路管理者は、前項の変更の認定の申請があったときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

(1)　変更後の歩行者利便増進計画が第 48 条の 25 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準を満たしていること。

(2)　当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3　前条第 2 項の規定は、第 1 項の変更の認定をした場合について準用する。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-115
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	公募を行った場合における道路の占用の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 28 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 28 の規定による。

【根拠条文】

(公募を行った場合における道路の占用の許可)

第 48 条の 28　認定計画提出者は、第 48 条の 26 第 1 項認定(前条第 1 項の変更の認定を含む。第 4 項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があったときは、その変更後のもの。次項及び次条第 2 号において「認定歩行者利便増進計画」という。)に従って公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。

2　道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可の申請があった場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3　前項の規定による許可に係る第 32 条第 2 項及び第 87 条第 1 項の規定の適用については、第 32 条第 2 項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第 48 条の 24 第 2 項第 2 号の措置を記載した書面を添付して、」と、第 87 条第 1 項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

4　計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第 48 条の 26 第 1 項の道路の場所については、第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可の申請をすることができない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-116
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	地位の承継の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 29
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 29 の規定による。

【根拠条文】

(地位の承継)

第 48 条の 29　次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(1) 認定計画提出者の一般承継人

(2) 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-117
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	車両の停留の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 32 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 32 第 1 項及び第 2 項並びに第 48 条の 33 の規定による。

【根拠条文】

(車両の停留の許可)

第 48 条の 32　特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(特定車両の停留の許可基準)

第 48 条の 33　道路管理者は、前条第 1 項又は第 3 項の許可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。

(1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第 48 条の 30 第 1 項の規定により指定した種類のものであること。

(2) 当該許可の申請に係る前条第 2 項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-118
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	車両の停留の変更の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 32 第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 32 及び第 48 条の 33 の規定による。

【根拠条文】

(車両の停留の許可)

第 48 条の 32　特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

3 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(特定車両の停留の許可基準)

第 48 条の 33　道路管理者は、前条第 1 項又は第 3 項の許可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。

(1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第 48 条の 30 第 1 項の規定により指定した種類のものであること。

(2) 当該許可の申請に係る前条第 2 項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-119
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路協力団体の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 48 条の 60 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 48 条の 60 及び道路法施行規則第 4 条の 25 の規定による。

【根拠条文】

(道路協力団体の指定)

第 48 条の 60　道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

2　道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

4　道路管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

道路法施行規則

(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第 4 条の 25　法第 48 条の 60 第 1 項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-120
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 91 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 91 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(道路予定区域)

第 91 条　第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

道路法第 24 条の承認及び第 91 条第 1 項の許可に係る審査基準について(平成 6 年 9 月 30 日建設省道政発第 49 号)参照

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-121
担 当 部 署	まちづくり推進部 土木管理課
電 話 番 号	0771-25-5043

処 分 の 概 要	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可（第 32 条第 1 項及び第 3 項の準用）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	道路法 第 91 条第 2 項において準用する第 32 条第 1 項及び第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 180 号

【基準】

第 91 条第 2 項において準用する第 32 条第 1 項及び第 3 項並びに第 33 条の規定による。

【根拠条文】

（道路予定区域）

第 91 条

2　道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45（第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。）、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2（第 2 項を除く。）、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。

（道路の占用の許可）

第 32 条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

（1） 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

（2） 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

（3） 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

（4） 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

（5） 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

（6） 露店、商品置場その他これらに類する施設

(7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
(1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
(2) 道路の占用の期間
(3) 道路の占用の場所
(4) 工作物、物件又は施設の構造
(5) 工事実施の方法
(6) 工事の時期
(7) 道路の復旧方法
3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
(道路の占用の許可基準)
第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。
2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。
(1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
(2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、こ

れらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
(3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
(4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの
(5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
(6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保す

る」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-122
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-56-8520

処 分 の 概 要	空家等管理活用支援法人の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第 23 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 26 年法律第 127 号

【基準】

第 23 条の規定による。

【根拠条文】

(空家等管理活用支援法人の指定)

第 23 条　市町村長は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3　支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-123
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	特定入居者の賃貸の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第 28 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 7 年法律第 123 号

【基準】

第 28 条の規定による。

【根拠条文】

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第 28 条　第 5 条第 3 項第 4 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第 5 条第 1 項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第 3 項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 38 条第 1 項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。

3　特定優良賃貸住宅法第 5 条第 1 項に規定する認定事業者が第 1 項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第 11 条第 1 項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 28 条第 2 項の規定」とする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-124
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 第 13 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 79 号

【基準】

第 13 条の規定による。

【根拠条文】

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第 13 条　第 6 条第 7 項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第 5 条第 1 項に規定する認定事業者(第 3 項において「認定事業者」という。)は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2　前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 38 条第 1 項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。

3　認定事業者が第 1 項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第 11 条第 1 項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成 17 年法律第 79 号)第 13 条第 2 項の規定」とする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-125
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	供給計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第３条
法 令 (例 規) 番 号	平成５年法律第 52 号

【基準】

第２条及び第３条の規定による。

【根拠条文】

(供給計画の認定)

第２条　賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。

２　供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　賃貸住宅の位置

(2)　賃貸住宅の戸数

(3)　賃貸住宅の規模、構造及び設備

(4)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画

(5)　賃貸住宅の入居者の資格に関する事項

(6)　賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

(7)　賃貸住宅の管理の方法及び期間

(8)　その他国土交通省令で定める事項

(認定の基準)

第３条　都道府県知事等は、前条第一項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1)　賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。

（2） 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 （3） 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。 （4） 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。 イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの （5） 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。 （6） 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。 （7） 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 （8） 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-126
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	供給計画の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第５条第１項及び第５条第２項において準用する第３条
法 令 (例 規) 番 号	平成５年法律第 52 号

【基準】

第５条及び第５条第２項において準用する第３条の規定による。

【根拠条文】

(供給計画の変更)

第５条　計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

２　前２条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定の基準)

第３条　都道府県知事等は、前条第１項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1)　賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。

(2)　賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(3)　賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(4)　賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。

イ　所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があ

るもの ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの (5) 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。 (6) 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。 (7) 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (8) 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-127
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第９条
法 令 (例 規) 番 号	平成５年法律第 52 号

【基準】

第９条の規定による。

【根拠条文】

(地位の承継)

第９条　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-128
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 12 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 5 年法律第 52 号

【基準】

第 12 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(建設に要する費用の補助)

第 12 条　地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	8-129
担 当 部 署	まちづくり推進部 建築住宅課
電 話 番 号	0771-25-5048

処 分 の 概 要	家賃の減額に要する費用の補助
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 15 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 5 年法律第 52 号

【基準】

第 15 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(家賃の減額に要する費用の補助)

第 15 条　地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	9-1
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9312

処 分 の 概 要	排水設備設置義務の免除に係る許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	下水道法 第 10 条第 1 項ただし書
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 79 号

【基準】

第 10 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(排水設備の設置等)

第 10 条　公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠(きよ)その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

⑴ 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者

⑵ 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあっては、当該土地の所有者

⑶ 道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	9-2
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9312

処 分 の 概 要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	下水道法 第 16 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 79 号

【基準】

第 16 条の規定による。

【根拠条文】

（公共下水道管理者以外の者の行う工事等）

第 16 条　公共下水道管理者以外の者は、前 2 条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	9-3
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9312

処 分 の 概 要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	下水道法 第 24 条第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 79 号

【基準】

第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(行為の制限等)

第 24 条　次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

⑴ 公共下水道の排水施設の開渠(きよ)である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)。

⑵ 公共下水道の排水施設の開渠(きよ)である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

⑶ 公共下水道の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	9-4
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9312

処 分 の 概 要	排水設備の設置の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	浄化槽法 第 12 条の 10 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 58 年法律第 43 号

【基準】

第 12 条の 10 第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(排水設備の設置の承認)

第 12 条の 10　汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を第 12 条の 5 第 3 項の規定による同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	9-5
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9312

処 分 の 概 要	給水開始前の水質検査及び施設検査(法第 48 条の 2 第 1 項における読替え)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	水道法 第 13 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 32 年法律第 177 号

【基準】

第 13 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(給水開始前の届出及び検査)

第 13 条　水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出て、かつ、環境省令の定めるところにより水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより施設検査を行わなければならない。

(市又は特別区に関する読替え等)

第 48 条の 2　市又は特別区の区域においては、第 32 条、第 33 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 34 条第 1 項において準用する第 13 条第 1 項及び第 24 条の 3 第 2 項、第 36 条、第 37 条並びに第 39 条第 2 項及び第 3 項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	9-6
担 当 部 署	上下水道部 お客様サービス課
電 話 番 号	0771-56-9312

処 分 の 概 要	工事設計の確認(法第 48 条の 2 第 1 項における読替え)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	水道法 第 32 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 32 年法律第 177 号

【基準】

第 32 条の規定による。

【根拠条文】

(確認)

第 32 条　専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第 5 条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(市又は特別区に関する読替え等)

第 48 条の 2　市又は特別区の区域においては、第 32 条、第 33 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項、第 34 条第 1 項において準用する第 13 条第 1 項及び第 24 条の 3 第 2 項、第 36 条、第 37 条並びに第 39 条第 2 項及び第 3 項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	9-7
担 当 部 署	上下水道部 下水道課
電 話 番 号	0771-56-9308

処 分 の 概 要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	下水道法 第 24 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 33 年法律第 79 号

【基準】

第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(行為の制限等)

第 24 条　次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

⑴ 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)。

⑵ 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

⑶ 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)。

2　公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	10-1
担 当 部 署	教育部 教育総務課
電 話 番 号	0771-25-6766

処 分 の 概 要	学校施設利用の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	社会教育法 第 45 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 207 号

【基準】

第 45 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(学校施設利用の許可)

第 45 条　社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

標 準 処 理 期 間	3 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	10-2
担 当 部 署	教育部 学校教育課
電 話 番 号	0771-25-5053

処 分 の 概 要	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	学校教育法 第 18 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 26 号

【基準】

第 18 条及び学校教育法施行規則第 34 条の規定による。

【根拠条文】

第 18 条　前条第 1 項又は第 2 項の規定によって、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第 1 項又は第 2 項の義務を猶予又は免除することができる。

学校教育法施行規則

第 34 条　学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 18 条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	10-3
担 当 部 署	教育部 学校教育課
電 話 番 号	0771-25-5053

処 分 の 概 要	小学校又は中学校の変更
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	学校教育法施行令 第８条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 28 年政令第 340 号

【基準】

第８条の規定による。

【根拠条文】

第８条　市町村の教育委員会は、第５条第２項(第６条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	10-4
担 当 部 署	教育部 学校教育課
電 話 番 号	0771-25-5053

処 分 の 概 要	区域外就学等
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	学校教育法施行令 第９条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 28 年政令第 340 号

【基準】

第９条第１項の規定による。

【根拠条文】

(区域外就学等)

第９条　児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

２　市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-1
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	投票実施請求代表者証明書の交付
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第 13 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年政令第 55 号

【基準】

第 13 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(投票実施請求代表者証明書の交付等)

第 13 条

2　前項の規定による申請があったときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、投票実施請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	7 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-2
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	議会の解散の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項の準用）
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 100 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 100 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 100 条　第 91 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 98 条の 3 及び第 98 条の 4 の規定は、地方自治法第 76 条第 1 項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 91 条

2　前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-3
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	施設の使用に要する費用の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 107 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 107 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

第 107 条

3　第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-4
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第 91 条第 2 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 110 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 110 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 110 条　第 91 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 98 条の 3 及び第 98 条の 4 の規定は、地方自治法第 80 条第 1 項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 91 条

2　前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-5
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	施設の使用に要する費用の承認(第 107 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 113 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 113 条において準用する第 107 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

第113条　第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条(公職選挙法第 12 条第 1 項及び第 4 項、第 15 条、第 15 条の 2 第 4 項並びに第 271 条に関する部分を除く。)、第 109 条の 2 及び第 109 条の 3 の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、第 100 条の 2 第 1 項中「前条」とあり、及び第 104 条第 1 項中「第 100 条」とあるのは、「第 110 条」と読み替えるものとする。

第 107 条

3　第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-6
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	長の解職の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項の準用）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 116 条
法 令 （ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 116 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 116 条　第 91 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 98 条の 3 及び第 98 条の 4 の規定は、地方自治法第 81 条第 1 項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 91 条

2　前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-7
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	施設の使用に要する費用の承認(第 107 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 116 条の 2
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 116 条の 2 において準用する第 107 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

第 116 条の 2　第 100 条の 2、第 103 条から第 105 条まで、第 107 条、第 108 条第 2 項、第 109 条、第 109 条の 2、第 109 条の 3、第 111 条及び第 112 条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第 100 条の 2 第 1 項中「前条」とあり、及び第 104 条第 1 項中「第 100 条」とあるのは、「第 116 条」と読み替えるものとする。

第 107 条

3　第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-8
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	施設の使用に要する費用の承認(第 116 条の 2・第 107 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 120 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 120 条において準用する第 116 条の 2 において準用する第 107 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

第 120 条　地方自治法第 85 条第 1 項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定並びにこの政令第 100 条の 2 乃至第 109 条の 2、第 111 条乃至第 115 条及び第 116 条の 2 乃至第 118 条の規定は、地方自治法第 85 条第 1 項の規定により同法第 76 条第 3 項の規定による解散の投票並びに同法第 80 条第 3 項及び第 81 条第 2 項の規定による解職の投票を同時に行う場合並びに同法第 85 条第 2 項の規定により普通地方公共団体の選挙とこれらの投票を同時に行う場合にこれを準用する。

第 116 条の 2　第 100 条の 2、第 103 条から第 105 条まで、第 107 条、第 108 条第 2 項、第 109 条、第 109 条の 2、第 109 条の 3、第 111 条及び第 112 条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第 100 条の 2 第 1 項中「前条」とあり、及び第 104 条第 1 項中「第 100 条」とあるのは、「第 116 条」と読み替えるものとする。

第 107 条

3　第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-9
担 当 部 署	その他の事務局 選挙管理委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5057

処 分 の 概 要	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項の準用）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 121 条
法 令 （ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 121 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 121 条　第 91 条から第 98 条まで、第 98 条の 3 及び第 98 条の 4 の規定は、地方自治法第 86 条第 1 項の規定による副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 91 条

2　前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-10
担 当 部 署	その他の事務局 公平委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5058

処 分 の 概 要	職員団体等の規約の認証
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第５条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 53 年法律第 80 号

【基準】

第５条の規定による。

【根拠条文】

第５条　認証機関は、前条の規定による申請があった場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。

(1)　少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ　名称

ロ　目的及び業務

ハ　主たる事務所の所在地

ニ　構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項

ホ　重要な財産の得喪その他資産に関する事項

ヘ　理事その他の役員に関する事項

ト　業務執行、会議及び投票に関する事項

チ　経費及び会計に関する事項

リ　規約の変更に関する事項

ヌ　解散に関する事項

(2)　規約の変更、役員の選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあっては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過

半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続が定められていることをもって足りる。 （3） 会計報告は、構成員によって委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年１回構成員に公表されることとされていること。

標 準 処 理 期 間	60 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-11
担 当 部 署	その他の事務局 公平委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5058

処 分 の 概 要	職員団体の登録
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方公務員法 第 53 条第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 25 年法律第 261 号

【基準】

第 53 条第 2 条から第 5 項までの規定による。

【根拠条文】

(職員団体の登録)

第 53 条

2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 名称

(2) 目的及び業務

(3) 主たる事務所の所在地

(4) 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

(5) 理事その他の役員に関する規定

(6) 第 3 項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

(7) 経費及び会計に関する規定

(8) 他の職員団体との連合に関する規定

(9) 規約の変更に関する規定

(10) 解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあっては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で

代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもって足りるものとする。 4　前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第５項に規定する職員以外の職員のみをもって組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であった者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して１年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。 5　人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前３項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第１項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもって登録の要件に適合しないものと解してはならない。

標準処理期間	30日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-12
担 当 部 署	その他の事務局 監査委員事務局
電 話 番 号	0771-25-5058

処 分 の 概 要	事務の監査の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項の準用）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第 99 条
法 令 （ 例 規 ） 番 号	昭和 22 年政令第 16 号

【基準】

第 99 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

第 99 条　第 91 条から第 98 条まで、第 98 条の 3 及び前条の規定は、地方自治法第 75 条第 1 項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 91 条

2　前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-13
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地改良法 第 3 条第 1 項第 2 号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号

【基準】

第 3 条第 1 項第 2 号の規定による。

【根拠条文】

(土地改良事業に参加する資格)

第 3 条　土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　農用地であって所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者

(2)　農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者、その他の場合にあっては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

標 準 処 理 期 間	7 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-14
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地改良法 第 3 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号

【基準】

第 3 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(土地改良事業に参加する資格)

第 3 条

2　前項第 2 号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが政令で定めるところにより、当該農用地の所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときは、その資格が交替するものとする。同項第 4 号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときも、同様とする。

標 準 処 理 期 間	7 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-15
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地改良法 第 3 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号

【基準】

第 3 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(土地改良事業に参加する資格)

第 3 条

3　前 2 項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によって当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令で定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

標 準 処 理 期 間	7 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-16
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地改良法 第 3 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 24 年法律第 195 号

【基準】

第 3 条第 4 項の規定による。

【根拠条文】

(土地改良事業に参加する資格)

第 3 条

4　第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業(同条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

標 準 処 理 期 間	7 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-17
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	特定農地貸付けに関する承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第 3 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成元年法律第 58 号

【基準】

第 3 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(特定農地貸付けの承認)

第 3 条　特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあっては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第 3 項の規定による承認を求めることができる。

2　前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積

(2)　特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法

(3)　特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件

(4)　特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法

(5)　その他農林水産省令で定める事項

3　農業委員会は、第 1 項の承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。

(1)　前項第 1 号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

（2） 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 （3） 前項第３号から第５号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 （4） その他政令で定める基準に適合するものであること。 ４ 前３項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。	
標 準 処 理 期 間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-18
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	特定農地貸付けの変更の承認(第 3 条第 3 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第 4 条第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	平成元年政令第 258 号

【基準】

第 4 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(特定農地貸付けの変更等)

第 4 条　特定農地貸付けについて法第 3 条第 3 項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて同条第 2 項各号に掲げる事項の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第 3 項において同じ。)の承認を受けなければならない。

2　法第 3 条第 3 項及び第 7 条の規定は、前項の変更の承認について準用する。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

(特定農地貸付けの承認)

第 3 条　特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあっては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第 3 項の規定による承認を求めることができる。

2　前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積

(2)　特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法

（3） 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件
（4） 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
（5） その他農林水産省令で定める事項
3 農業委員会は、第 1 項の承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。
（1） 前項第 1 号に規定する農地の周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。）の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。
（2） 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
（3） 前項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
（4） その他政令で定める基準に適合するものであること。
4 前 3 項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	30 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-19
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	農地等の権利移動の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農地法 第 3 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 229 号

【基準】

第 3 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第３条　農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第５条第１項本文に規定する場合は、この限りでない。

(1) 第 46 条第 1 項又は第 47 条の規定によって所有権が移転される場合

(2) 削除

(3) 第 37 条から第 40 条までの規定によって農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合

(4) 第 41 条の規定によって同条第 1 項に規定する利用権が設定される場合

(5) これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

(6) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)、集落地域整備法(昭和 62 年法律第 63 号)又は市民農園整備促進法(平成 2 年法律第 44 号)による交換分合によってこれらの権利が設定され、又は移転される場合

(7) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって同条第 1 項の権利が設定され、又は移転される場合

(8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平

成 5 年法律第 72 号)第 9 条第 1 項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利が設定され、又は移転される場合 (9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成 19 年法律第 48 号)第 9 条第 1 項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって同法第 5 条第 10 項の権利が設定され、又は移転される場合 (9)の 2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年法律第 81 号)第 17 条の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって同法第 5 条第 4 の権利が設定され、又は移転される場合 (10) 民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)による農事調停によってこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (11) 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)その他の法律によって農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 (12) 遺産の分割、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 768 条第 2 項(同法第 749 条及び第 771 条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第 958 条の 2 の規定による相続財産の分与に関する裁判によってこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (13) 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合 (14) 農業協同組合法第 10 条第 3 項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第 7 条第 2 号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合 (14)の 2 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施により農地中間管理権又は経営受託権(同法第 8 条第 3 項第 3 号ロに規定する経営受託権をいう。)を取得する場合 (14)の 3 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項第 2 号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合 (15) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)第 19 条の規定に基づいてする同法第 11 条第 1 項の規定による買入れによって所有権を取得する場合 (16) その他農林水産省令で定める場合
標 準 処 理 期 間 | 40 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	11-20
担 当 部 署	その他の事務局 農業委員会事務局
電 話 番 号	0771-25-5059

処 分 の 概 要	農地の転用の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農地法 第 4 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 27 年法律第 229 号

【基準】

第 4 条の規定による。

【根拠条文】

(農地の転用の制限)

第 4 条　農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次条第 1 項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

(2) 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第 1 項の権利に係る農地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供する場合

(4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

(5) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定により作成された活性化計画(同条第 4 項各号に掲げる事項が記載されたものに限

る。)に従って農地を同条第 2 項第 2 号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第 9 条第 1 項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、若しくは移転された同法第 5 条第 10 項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合
(6) 土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合
(7) 市街化区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域(同法第 23 条第 1 項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調ったものに限る。)をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合
(8) その他農林水産省令で定める場合
2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。
3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。
4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請書が同一の事業の目的に供するため 30 アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 43 条第 1 項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第 42 条第 1 項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第 3 項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
6 第 1 項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる場合において、土地収用法第 26 条第 1 項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第 2 項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第 1 号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
(1) 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地
ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第 7 条第 1 項の市街化調

整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地にあっては、次に掲げる農地を除く。）

（1） 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

（2） (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

(3) 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

(4) 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(5) 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

(6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

7 第 1 項の許可は、条件を付けてすることができる。

8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合（第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があったものとみなす。

9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。

10 第 4 項及び第 5 項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。

11 第 1 項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標準処理期間	30 日
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-1
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	行政財産の使用許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 22 年法律第 67 号

【基準】

第 238 条の 4 第 7 項の規定による。

【根拠条文】

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4

7　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

標 準 処 理 期 間	15 日

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-2
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	障害物の伐除のための許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地収用法 第 14 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 219 号

【基準】

第 14 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第 14 条　起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第 3 条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があって、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

標 準 処 理 期 間	30 日(通知(別添 3)による。)

備考

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日建設省経収発第 191 号)による。

(別添 2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

2　土地収用法第 14 条第 1 項に基づく許可(障害物の伐除、土地の試掘等のための許可)

(1)　土地収用法第 11 条及び第 12 条の手続がなされていること。(当該土地の所有者は占有

者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第 11 条の許可要件に適合していること。）
（2） 許可申請者が土地収用法第 8 条第 1 項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。（1）事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2）代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3）受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。）
（3） 第 3 号各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。（事業の準備には、土地収用法第 35 条に基づく調査も含まれる。）
（4） 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。
（5） 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。
（6） 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。（測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。）

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-3
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	山林原野等の伐除の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地収用法 第 14 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 219 号

【基準】

第 14 条第 3 項の規定による。

【根拠条文】

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第 14 条

3　障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあって、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前 2 項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。

標 準 処 理 期 間	14 日(通知(別添 3)による。)

備考

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日建設省経収発第 191 号)による。

(別添 2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

3 土地収用法第 14 条第 3 項に基づく許可(山林、原野等の障害物の伐除の許可)

(1) 土地収用法第 11 条及び第 12 条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第 11 条の許可要件に適合していること。)

（2） 許可申請者が土地収用法第 8 条第 1 項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。（1）事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2）代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3）受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。）
（3） 第 3 条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。（事業の準備には、土地収用法第 35 条に基づく調査も含まれる。）
（4） 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。
（5） 伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。
（6） 第 3 条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要があり、しかも、必要な範囲内で行うものであること。（土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。）
（7） あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。（所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の 3 日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的な余裕がない場合が想定される。）

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-4
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	非常災害の際の土地の使用に係る許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地収用法 第 122 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 219 号

【基準】

第 122 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(非常災害の際の土地の使用)

第 122 条　非常災害に際し公共の安全を保持するために第 3 条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもって足り、許可を受けることを要しない。

標 準 処 理 期 間	標準処理期間の設定になじまない(通知(別添 3)による。)

備考

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成 6 年 9 月 28 日建設省経収発第 191 号)による。

(別添 2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

7 土地収用法第 122 条第 1 項に基づく許可(第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)

(1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。

（2）事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。（公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。）
（3）第 3 条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。（形式的に収用法第 3 条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第 20 条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。）
（4）使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間（6 月をこえないこと。）が必要な範囲内であること。（公益上の必要性と土地所有者の被る被害と比較衡量すること。）
（5）許可申請者が土地収用法第 8 条第 1 項に定義される起業者であること。（1）事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2）代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。）

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-5
担 当 部 署	その他 事業実施課
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第 122 条第 1 項の準用)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	土地収用法 第 138 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 26 年法律第 219 号

【基準】

第 138 条第 1 項において準用する第 122 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定)

第 138 条　第 10 条、第 3 章、第 4 章、第 5 章第 2 節、第 6 章(第 76 条及び第 81 条を除く。)、第 7 章(第 106 条及び第 107 条を除く。)、第 8 章から第 10 章まで及び第 136 条の規定は、第 5 条に掲げる権利若しくは第 6 条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第 7 条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、第 6 章及び第 7 章の規定中それぞれ当該各号に掲げる規定は、準用しない。

(1) 第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる質権若しくは抵当権、同項第 2 号若しくは第 3 号若しくは同条第 2 項若しくは第 3 項に掲げる権利又は第 6 条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合　第八十二条及び第 83 条

(2) 第 7 条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合　第 72 条、第 80 条の 2、第 82 条、第 83 条、第 101 条から第 102 条の 2 まで及び第 105 条

(非常災害の際の土地の使用)

第 122 条　非常災害に際し公共の安全を保持するために第 3 条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事

業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもって足り、許可を受けることを要しない。

標準処理期間	標準処理期間の設定になじまない(通知(別添3)による。)

備考

行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。

(別添2)

申請に対する処分に関する審査基準についての指針

7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)

(1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。

(2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)

(3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)

(4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性と土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)

(5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-6
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定（認定に係る住宅等の敷地が２以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	租税特別措置法 第 28 条の４第３項第６号
法 令 （ 例 規 ） 番 号	昭和 32 年法律第 26 号

【基準】

第 28 条の４第３項第６号の規定による。

【根拠条文】

（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）

第 28 条の４

３　第１項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

(1)～(5) 略

(6) 個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの（前２号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-7
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定（認定に係る住宅等の敷地が２以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。）
法令（例規）名 根 拠 条 項	租税特別措置法 第 31 条の２第２項第 15 号ニ
法令（例規）番号	昭和 32 年法律第 26 号

【基準】

第 31 条の２第２項第 15 号ニの規定による。

【根拠条文】

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第 31 条の２

２　前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。

(1)～(14)　略

(15)　一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第５項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第２条第 12 号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第 12 号の３に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び同項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第６号から第 10 号まで又は前２号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ～ハ　略

ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、市町村長）の認定を受けたものであること。	
標準処理期間	
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-8
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定（認定に係る住宅等の敷地が２以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。）
法令（例規）名 根 拠 条 項	租税特別措置法 第 62 条の３第４項第 15 号ニ
法令（例規）番号	昭和 32 年法律第 26 号

【基準】

第 62 条の３第４項第 15 号ニの規定による。

【根拠条文】

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第 62 条の３

４　第１項の規定は、法人が、平成４年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第９項まで及び第 11 項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

(1)～(14)　略

(15)　一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第７項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。同号及び同項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第６号から第 10 号まで又は前２号に掲げる譲渡に該当す

るものを除く。） イ～ハ 略 ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、市町村長）の認定を受けたものであること。	
標準処理期間	
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-9
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定(認定に係る住宅等の敷地が 2 以上の市町村の区域にわたる場合には、当該敷地の面積が最も多く存する市町村とする。)
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	租税特別措置法 第 63 条第 3 項第 6 号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 32 年法律第 26 号

【基準】

第 63 条第 3 項第 6 号の規定による。

【根拠条文】

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第 63 条

3　第 1 項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

(1)～(5) 略

(6) 法人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が 1,000 平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該法人による譲渡で、第 4 号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前 2 号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-10
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	中高層の耐火建築物に関する認定（認定に係る土地又は建物等の敷地が２以上の市町村の区域にわたる場合には、当該土地又は建物等の敷地の面積が最も多く存する市町村とする。）
法 令 （ 例 規 ） 名 根 拠 条 項	租税特別措置法施行令 第 25 条の４第２項
法 令 （ 例 規 ） 番 号	昭和 32 年政令第 43 号

【基準】

第 25 条の４第２項の規定による。

【根拠条文】

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第 25 条の４　法第 37 条の５第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める部分は、譲渡（同条第１項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）のうち、当該譲渡による収入金額（当該譲渡の日の属する年中に２以上の譲渡資産の譲渡が行われた場合には、これらの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の合計額）から同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得価額（当該譲渡の日の属する年中に２以上の買換資産の同項に規定する取得が行われた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額）を控除した金額が当該収入金額のうちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

２　法第 37 条の５第１項の表の第１号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数４以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第２条第 16 号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事（当該事業が都市再生特別措置法第 25 条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第 99 条に規定する認定誘導事業計画に係る同条に規定する誘導施設等整備事業に該当す

る場合には、国土交通大臣。第 17 項及び第 18 項において同じ。)が認定をしたものとする。 (1) その事業が法第 37 条の 5 第 1 項の表の第 1 号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの(都市の低炭素化の促進に関する法律第 12 条に規定する認定集約都市開発事業計画(当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。以下この号及び次項第 4 号において同じ。)の区域内において施行される事業にあっては、当該認定集約都市開発事業計画に係る同法第 9 条第 1 項に規定する集約都市開発事業であって社会資本整備総合交付金(予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。)の交付を受けて行われるもの(イ及びロにおいて「集約都市開発事業」という。)に限る。)であること。 イ 当該集約都市開発事業の施行される土地の区域(以下この項において「施行地区」という。)の面積が 2,000 平方メートル以上であること。 ロ 当該集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する特定公共施設の整備がされること。 (2) その事業の施行地区の面積が 1,000 平方メートル以上であること。 (3) その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設又は同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号イに掲げる施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第 136 条第 1 項に規定する空地が確保されていること。 イ 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区又は同条第 4 項に規定する開発整備促進区 同条第 2 項第 1 号イに掲げる施設又は同条第 5 項第 1 号に規定する施設 ロ 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関す法律第 32 条第 2 項第 1 号に規定する地区防災施設又は同項第 2 号に規定する地区施設 ハ 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 4 号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第 3 項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第 4 項第 1 号に規定する施設) (4) その事業の施行地区内の土地の利用の共同化に寄与するものとして財務省令で定める要件
標準処理期間
備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-11
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	中高層の耐火建築物に関する認定（認定に係る土地又は建物等の敷地が２以上の市町村の区域にわたる場合には、当該土地又は建物等の敷地の面積が最も多く存する市町村とする。）
法 令（ 例 規 ）名 根 拠 条 項	租税特別措置法施行令 第 25 条の 4 第 17 項
法 令（ 例 規 ）番 号	昭和 32 年政令第 43 号

【基準】

第 25 条の 4 第 17 項の規定による。

【根拠条文】

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第 25 条の 4

17　法第 37 条の 5 第 6 項に規定する政令で定める場合は、同条第 1 項の表の第 1 号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人及び第 2 項に規定する建築主の申請に基づき、都道府県知事が、当該個人につき当該個人又は当該個人と同居を常況とする者の老齢、身体上の障害その他財務省令で定める事情により、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物を取得してこれを引き続き居住の用に供することが困難であると認められる事情があるものとして認定をした場合とする。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-12
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	地域再生推進法人の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	地域再生法 第 19 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 17 年法律第 24 号

【基準】

第 19 条の規定による。

【根拠条文】

(地域再生推進法人の指定)

第 19 条　地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2　地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。

4　地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-13
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中心市街地の活性化に関する法律 第 22 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 10 年法律第 92 号

【基準】

第 22 条第 1 項及び第 23 条の規定による。

【根拠条文】

(中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定)

第 22 条　中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

(認定の基準)

第 23 条　市町村長は、前条第 1 項の認定(以下この条から第 29 条までにおいて「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1) 第 9 条第 2 項第 4 号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。

(2) 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

(3) 都市福利施設(居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第 7 号において同じ。)の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。

(4) 共同住宅が地階を除く階数が 3 以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

(5) 住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。

(6) 住宅の規模、構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省

令で定める基準に適合するものであること。
(7) 共同住宅の建設の事業(当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。)に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
(8) 住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 賃貸住宅の賃借人の資格を、次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。
(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
ロ 賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
ハ 賃貸住宅の賃借人の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
ニ 賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
ホ 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。
(9) 住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 分譲住宅の譲受人の資格を、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。
(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
(2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者
(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
ロ 分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。
ハ 分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方法並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
ニ 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 69 条又は第 76 条の 3 第 1 項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の国土交通省令で定める基準に従って行われるものであること。

標準処理期間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-14
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	認定計画の変更認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中心市街地の活性化に関する法律 第 25 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 10 年法律第 92 号

【基準】

第 25 条の規定による。

【根拠条文】

(認定計画の変更)

第 25 条　計画の認定を受けた者(次条から第 31 条まで及び第 81 条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第 22 条第 1 項の計画(第 28 条及び第 31 条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2　前 2 条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-15
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	地位の承継の承認
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中心市街地の活性化に関する法律 第 27 条
法 令 (例 規) 番 号	平成 10 年法律第 92 号

【基準】

第 27 条の規定による。

【根拠条文】

(地位の承継)

第 27 条　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-16
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	中心市街地整備推進機構の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	中心市街地の活性化に関する法律 第 61 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 10 年法律第 92 号

【基準】

第 61 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(中心市街地整備推進機構の指定)

第 61 条　市町村長は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。)として指定することができる。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-17
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第 47 条第 1 項及び第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	平成 24 年法律第 84 号

【基準】

第 47 条の規定による。

【根拠条文】

(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)

第 47 条　低炭素まちづくり計画に記載された第 7 条第 3 項第 5 号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等(下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道又は同条第 4 号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道等の排水施設と第 7 条第 3 項第 5 号イに規定する設備とを接続する設備をいう。第七項において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2　公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3　第 1 項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

4　下水道法第 33 条の規定は、第 1 項又は前項の許可について準用する。

5　許可事業者は、第 1 項又は第 3 項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第 7 条第 3 項第 5 号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。

6　許可事業者については、下水道法第 38 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。）第 7 条第 4 項第 1 号に規定する公共下水道管理者等（以下この条において「公共下水道管理者等」という。）」と、「この法律の規定によってした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第 47 条第 1 項若しくは第 3 項の許可」と、同項第 1 号中「この法律（第 11 条の 3 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項（第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第 47 条第 3 項又は第 5 項」と、同項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 2 項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第 47 条第 1 項又は第 3 項の許可」と、同項から同条第 4 項まで及び同条第 6 項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、並びに同条第 3 項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同条第 2 項第 1 号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第 47 条第 1 項に規定する公共下水道等（次号及び第 3 号において「公共下水道等」という。）」と、同項第 2 号及び第 3 号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。 7　許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第 24 条又は第 25 条の 29 の規定は、適用しない。	
標準処理期間	
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-18
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	特別緑地保全地区における行為の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 14 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 14 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(特別緑地保全地区における行為の制限)

第 14 条　特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2　都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3　都道府県知事等は、第 1 項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。

4　特別緑地保全地区内において第 1 項ただし書の政令で定める行為に該当する行為であつて同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して30日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。
6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。
7 都道府県知事等は、第4項の規定による通知又は第5項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
8 国の機関又は地方公共団体(港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。
9 次に掲げる行為については、第1項から第7項まで及び前項後段の規定は、適用しない。
(1) 首都圏保全法第4条第1項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
(2) 近畿圏保全法第8条第4項第1号の政令で定める行為に該当する行為
(3) 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
(4) 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従つて行う行為
(5) 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
(6) 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
(7) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

標準処理期間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-19
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	管理協定の締結の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 24 条第 5 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 24 条第 5 項の規定による。

【根拠条文】

(管理協定の締結等)

第 24 条　地方公共団体又は第 81 条第 1 項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第 82 条第 1 号イに掲げる業務を行うものに限る。)は、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

(1) 管理協定の目的となる土地の区域(以下「管理協定区域」という。)

(2) 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項

(3) 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

(4) 管理協定の有効期間

(5) 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

(1) 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、

基本計画に第４条第２項第５号ハに掲げる事項が定められている場合にあっては当該事項に従つて管理を行うものであること。 （2） 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第４条第２項第６号ニに掲げる事項が定められている場合にあっては当該事項に従つて管理を行うものであること。 （3） 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。 （4） 第１項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ４ 地方公共団体又は第１項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第３号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。 ５ 第１項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。	
標準処理期間	
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-20
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	緑化率適用除外の許可 1
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 35 条第 2 項第 1 号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 35 条第 2 項第 1 号の規定による。

【根拠条文】

(緑化率)

第 35 条　緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)　その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

(2)　学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

(3)　その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

3　市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4　建築物の敷地が、第 1 項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の 2 以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあっては、零)にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た

ものの合計以上でなければならない。	
標 準 処 理 期 間	
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-21
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	緑化率適用除外の許可２
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 35 条第２項第２号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 35 条第２項第２号の規定による。

【根拠条文】

(緑化率)

第 35 条　緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)　その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

(2)　学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

(3)　その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

３　市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

４　建築物の敷地が、第１項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の２以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあっては、零)にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た

ものの合計以上でなければならない。	
標 準 処 理 期 間	
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-22
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	緑化率適用除外の許可３
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 35 条第２項第３号
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 35 条第２項第３号の規定による。

【根拠条文】

(緑化率)

第 35 条　緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)　その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

(2)　学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

(3)　その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

３　市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

４　建築物の敷地が、第１項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の２以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあっては、零)にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た

ものの合計以上でなければならない。	
標 準 処 理 期 間	
備考	

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-23
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	第 35 条第 2 項第 1 号の準用による緑化率適用除外の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 36 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 36 条の規定による。

【根拠条文】

(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)

第 36 条　建築基準法第 86 条第 1 項から第 4 項まで(これらの規定を同法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-24
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	第 35 条第 2 項第 2 号の準用による緑化率適用除外の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 36 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 36 条の規定による。

【根拠条文】

(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)

第 36 条　建築基準法第 86 条第 1 項から第 4 項まで(これらの規定を同法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-25
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	第 35 条第 2 項第 3 号の準用による緑化率適用除外の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 36 条
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 36 条の規定による。

【根拠条文】

(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)

第 36 条　建築基準法第 86 条第 1 項から第 4 項まで(これらの規定を同法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-26
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	緑化施設工事の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 43 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 43 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(緑化施設の工事の認定)

第 43 条　第 35 条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第 6 条第 1 項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

2　建築基準法第 7 条第 4 項に規定する建築主事等又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

3　前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第 1 項のやむを得ない理由がなくなった後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。

4　第 37 条及び第 38 条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-27
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	緑地協定の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 47 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 47 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(緑地協定の認可)

第 47 条　市町村長は、第 45 条第 4 項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

(1) 申請手続が法令に違反しないこと。

(2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。

(3) 第 45 条第 2 項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該緑地協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、緑地協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-28
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	緑地協定の変更の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 48 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 48 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(緑地協定の変更)

第 48 条　緑地協定区域内における土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　前 2 条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-29
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	緑地協定の廃止の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 52 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 52 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(緑地協定の廃止)

第 52 条　緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第 45 条第 4 項又は第 48 条第 1 項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-30
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	1 人緑地協定の認可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 54 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 54 条第 2 項の規定による。

【根拠条文】

(緑地協定の設定の特則)

第 54 条　都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第 45 条第 1 項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。

2　市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第 47 条第 1 項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。

3　第 47 条第 2 項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。

4　第 2 項の規定による認可を受けた緑地協定は、認可の日から起算して三年以内において当該緑地協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第 47 条第 2 項の規定による認可の公告のあった緑地協定と同一の効力を有する緑地協定となる。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-31
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	市民緑地設置管理計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 61 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 61 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(市民緑地設置管理計画の認定基準等)

第 61 条　市町村長は、前条第 1 項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準(当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあっては、第 8 号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(1) 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。

(2) 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

(3) 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。

(4) 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(5) 市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。

(6) 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。

(7) 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(8) 市民緑地設置管理計画に記載された前条第 2 項第 2 号イ又はロに掲げる施設の整備に

係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であって第 14 条第 1 項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第 2 項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。
(9) その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
2 前項第 3 号の緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。
3 市町村長は、第 1 項の認定をしようとする場合において、その申請に係る市民緑地設置管理計画に記載された前条第 2 項第 2 号イからハまでに掲げる施設の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該市民緑地設置管理計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該施設の整備に係る行為が第 2 号又は第 3 号に掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。
(1) 指定都市以外の市町村の区域内の首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であって、首都圏保全法第 7 条第 1 項又は近畿圏保全法第 8 条第 1 項の規定による届出をしなければならないもの 都府県知事
(2) 町村の区域内の緑地保全地域内において行う行為であって、第 8 条第 1 項の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事
(3) 町村の区域内の特別緑地保全地区内において行う行為であって、第 14 条第 1 項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
4 都道府県知事は、前項第 3 号に掲げる行為に係る市民緑地設置管理計画についての協議があった場合において、当該協議に係る前条第 2 項第 2 号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、第 14 条第 2 項の規定により同条第 1 項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、前項の同意をするものとする。
5 市町村長は、第 1 項の認定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該認定に係る市民緑地の区域を公告しなければならない。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-32
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	市民緑地設置管理計画の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 62 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 62 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(市民緑地設置管理計画の変更)

第 62 条　前条第 1 項の認定を受けた者(以下この節において「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた市民緑地設置管理計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の認定について準用する。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-33
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	推進法人の指定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第 69 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 48 年法律第 72 号

【基準】

第 69 条第 1 項の規定による。

【根拠条文】

(指定)

第 69 条　市町村長は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-34
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	農用地区域内における開発行為の許可
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農業振興地域の整備に関する法律 第 15 条の 2 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 44 年法律第 58 号

【基準】

第 15 条の 2 の規定による。

【根拠条文】

(農用地区域内における開発行為の制限)

第 15 条の 2　農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

(2) 土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業の施行として行う行為

(3) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

(4) 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地を同法第 43 条第 1 項の規定による届出に係る同条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為

(5) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 7 項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第 1 項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目

的に供するために行う行為
(6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
(7) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項の規定により作成された活性化計画(同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に従って同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供するために行う行為
(8) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
(9) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(10) 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの
(11) 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為
2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。
3 市町村長(指定市町村の長を除く。)は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
4 都道府県知事等は、第1項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
(1) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
(2) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
(3) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
5 第1項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
6 都道府県知事等は、第1項の許可をしようとするとき(当該許可に係る開発行為が30アールを超える農地法第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。第17条において同じ。)が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1

項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第 1 項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第 1 項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があったものとみなす。 9 第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。 10 第 1 項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-35
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	農地利用規約の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	農住組合法 第 13 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号	昭和 55 年法律第 86 号

【基準】

第 13 条第 3 項及び第 4 項の規定による。

【根拠条文】

(農地利用規約)

第 13 条

3　組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。

4　市町村長は、前項の規定による認定の申請があった場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-36
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	優良田園住宅建設計画の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第４条第１項
法 令 (例 規) 番 号	平成 10 年法律第 41 号

【基準】

第４条第１項から第３項までの規定による。

【根拠条文】

(優良田園住宅建設計画の認定)

第４条　優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

２　優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

(2)　建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合

(3)　建設しようとする住宅の階数

(4)　その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

３　市町村は、第１項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

(2)　優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。

(3)　優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。

標 準 処 理 期 間	

備考

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

番　号	12-37
担 当 部 署	その他 担当部署未定
電 話 番 号	

処 分 の 概 要	優良田園住宅建設計画の変更の認定
法 令 (例 規) 名 根 拠 条 項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第４条第６項
法 令 (例 規) 番 号	平成 10 年法律第 41 号

【基準】

第４条第１項から第３項まで、第６項及び第７項の規定による。

【根拠条文】

(優良田園住宅建設計画の認定)

第４条　優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

２　優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

(2)　建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合

(3)　建設しようとする住宅の階数

(4)　その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

３　市町村は、第１項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)　優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

(2)　優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。

(3)　優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。

４～５　略

６　第１項の認定を受けた者は、当該認定に係る優良田園住宅建設計画を変更しようとすると

きは、市町村の認定を受けなければならない。
7 第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による優良田園住宅建設計画の変更の認定について準用する。

標 準 処 理 期 間	
備考	